

令和8年度

(2026年度)

『PTA活動の手引き』



令和8年3月

岐阜市PTA連合会

[TEL]&[FAX]058-214-2537

[E-mail]ptarg01@wing.ocn.ne.jp

[HP]<https://gifucity-pta.net>



岐阜市PTA連合会
ホームページ

***** 目 次 *****

<令和8年度の活動にあたって>

	Page
I 単位PTAの運営にあたって	1
1 PTAとはどんな団体ですか？	
2 PTA活動へ参加するとよいことはどんなことですか	
3 PTAの運営、活動予算、PTAからの学校への寄付について	
4 PTA活動のあり方を考えてみましょう	
5 学校への協力と学校の姿勢	
6 PTAが抱えている問題	
7 PTA広報紙の発行に関して	
※ 単位PTAによる新規PTA会員入会説明に関する参考資料について（県P連作成資料）	
II 岐阜市PTA連合会の活動について〔令和8年度用〕	10
1 岐阜市PTA連合会の目的は何ですか	
2 「市P・市P連」「単P」とは、何の略称ですか	
3 岐阜市PTA連合会は、どんな活動をしているのですか	
4 岐阜市PTA連合会の運営資金は何ですか	
5 岐阜市PTA連合会の組織を教えてください	
6 単位PTAのブロック割はどうなっていますか	
7 岐阜市PTA連合会の会議について教えてください	
8 PTA及び学校に関する困りごとや関係機関等への要望について	
9 岐阜市及び市の外郭団体の委員会の委員等の募集について	
10 PTAの大会はどのようなものがありますか	
11 「岐阜市PTA連合会表彰」について教えてください	
12 個人情報の保護についてはどうなっていますか	
13 市や県のPTA連合会からはどんな情報が発信されていますか	
14 グループ活動助成金の申請について	
15 岐阜市および岐阜県PTA連合会は、単位PTAを守ります	
III 令和8年度 岐阜市PTA連合会 会議・事業計画	22
IV 令和8年度 岐阜市PTA連合会行事予定一覧表（案）	24

<令和7年度のおもな活動の記録>

I 令和7年度 役員名簿	25
II 令和7年度 単位PTA会長・連絡担当者名簿	26
III 令和7年度 岐阜市PTA連合会会長挨拶	27
IV 令和7年度 岐阜市PTA連合会指針	28
V 令和7年度 岐阜市PTA連合会 事業報告	30
（事業報告1）全体	
（事業報告2）◆ 役員会 ◆ 会長会 ◆ 市Pフォーラム実行委員会	
VI 令和7年度 岐阜市PTA連合会事業の記録	33
1 単位PTAの困りごとおよび要望等に関する事業	
2 「ランドセル海外寄付プロジェクト2025」収集活動	
3 「休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会」	
4 「岐阜市PTAフォーラム2025」	
5 単位PTAアンケートの実施	

<岐阜市PTA連合会 規約・内規・規程、個人情報保護方針及び取扱規則>

○岐阜市PTA連合会 規約	43
○岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規 基金規程、表彰規程、表彰内規、慶弔規程	46
○岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針、個人情報取扱規則	50

岐阜市PTA連合会

令和8年度のPTA活動にあたって



I 単位PTAの運営にあたって

1 PTAとはどんな団体ですか？

(1) 「子どもたちのよりよい教育」を目指して活動する団体

- ・PTAのPは「Parents(保護者)」、Tは「Teachers(教職員)」、Aは「Association(共通の関心・目的をもった人々の集まり)」の頭文字をとったものです。
保護者と教職員が「子どもの教育」という共通の関心で結びつき、「子どもたちのよりよい教育」を目指して活動する団体です。

《三二情報》

◇PTAのはじまり

OPTAは、昭和20年に当時の文部省が発表した「新日本建設の教育方針」から歴史がはじまります。その後、アメリカから派遣された教育の専門家による、戦後の日本の教育に関する基本的な方向性を示す、米国教育施設団報告書によってPTAの設立と普及を推奨する方針が掲げられ、文部省を通じて、全国的にPTAの指導、支援を行ったことから広まりました。

※戦後に連合国軍総司令部（GHQ）が民主主義の理念を広げるために設立を勧めました。

◇岐阜県のPTA設置の動き

○昭和22年4月の新学制発足にあたって、文部省は3月5日付で手引書「資料『父母と先生の会』」を送付しました。続いて5月には設立要領が示され、その後、小中学校でPTAが設立されていきました。岐阜県では、戦後PTAが発足して以来、公式名称を「育友会」としていました。「PTA」と改称されたのは、昭和33年以降です。

◇子どもたちの学校環境をよくするためにはじまったPTA活動

OPTAは、「保護者と学校の先生が協力し合って学校運営に携わり、子どもの学習環境を整えていく」ということで、運動会や文化祭のお手伝いをしたり、資源回収やベルマークの収益で学校に必要なものを購入したりするなどの活動なども行われてきました。

○学校運営は、先生が中心になって行うものですが、先生たちだけではやりきれない部分を、保護者が中心になって補ってきました。

(2) PTAは、「社会教育関係団体」です

- ・「社会教育関係団体」とは、社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体のことをいいます。PTAは、保護者と教職員が共に学び、交流する団体であることから、「社会教育」を行う「社会教育関係団体」とされています。PTAは、会員によって主体的に運営されることが重要です。

《三二情報》

◇「社会教育」とは？

○子どもたちは、家庭・学校・地域を行ったり来たりしながら、生活し、学び、成長します。家庭のしつけが学校での学習に生き、学校で学んだ友人関係が地域に繋がります。子どもの成長は、時と場所を選ばず継続していきます。学校の教育課程として行われる教育活動を除き、青少年・成人に対して行われる組織的な教育活動のことをいいます。

(3) P T Aは、共に学び、成長していける組織です

- ・ P T Aは、成人教育の場でもあります。より良い保護者・先生であるためには、自ら学びや研修に励む必要があります。より良い大人であることが、子どもたちの健全育成のためには大切なことです。P T Aの幅広い活動を通して、私たちも共に学び、成長していける、そんな組織が「P T A」なのです。

(4) P T Aへの加入は任意です

- ・ P T Aの多くは、学校に在籍する児童生徒の保護者及び教職員によって、学校ごとに組織されています。また、「児童生徒の健やかな成長を図ること」などの活動目的に賛同する人が加入する「任意の団体」で入退会は自由です。

※「任意団体」…株式会社、学校法人、N P O法人、社団法人などのような法人格をもたない団体（権利能力のない社団）のことで、「個人」でもなく「法人」でもない団体のことを一般に「任意団体」といいます。

2 P T A活動へ参加するとよいことはどんなことですか

(1) P T Aの行事に参加すると、子どもの学校での様子がよく分かります

- ・ P T Aの行事に参加することで学校に行く機会が増え、学校のことが分かるようになります。先生の名前や学校の環境を知ること、子どもの学校での様子が子どもの話だけではなく、実際によく分かってきます。

(2) 多くの大人が近くで見守り応援する環境づくり

- ・ P T A活動に参加することは、先生方のお手伝いにもつながります。子どもにとっても、多くの大人が近くで見守って応援するという環境は、とても安心するものです。

3 P T Aの運営、活動予算、P T Aからの学校への寄付について

(1) できることをみんなで分担

- ・ 子育てには様々な悩みがあり、保護者だけでは解決できないことがいろいろあります。子どもたちの健全育成のため、子育ての当事者同士が連帯し、先生方とも子どもたちを取り巻く状況・情報の共有をしながら学び合える場が必要です。そこで誕生したのがP T A。その活動は、みんなで分担して行えば、それぞれの負担も軽減されます。
- ・ P T Aの運営は、それぞれの単位P T Aによってさまざまですが、活動や行事ごとに担当を決めて分担しながら協力をして運営を行っています。（会員の中から選出された役員が運営するP T A、立候補した運営スタッフが中心となって運営するP T Aなどがあります。）

(2) P T A活動の予算・会費という形で費用分担

- ・ 連絡や活動をするには費用がかかりますが、会費という形で費用分担することで活動の進展ができます。子どもの健やかな成長を願って、多くの保護者と先生方が連携・協力する姿は、子どもたちにとって大きな安心感を与えると共に、健やかな成長に大きく寄与すると思います。
- ・ P T A活動の予算は会員から集めた会費によって運営されています。年度毎に事業計画と予算を作成し、計画に基づきながら会を運営し、年度末に決算を行います。

(3) P T A会費の取扱い

- ・ P T A会費はP T Aの目的に沿った活動とその活動を支える運営のために会員で均等に負担するもの。その使い道は、総会などの場で会員の合意のもとで決める必要があります。

- ・学校が公費で負担するべきものは、原則PTA会費で支払うことはできません。学校が公費で負担するべきものとしては、職員の人件費や旅費、教育活動費（学習指導要領に基づく教育を行うために必要な経費）、学校施設の建設や整備、保守管理、維持修繕に必要な経費、学校の設備・備品の整備、学校の光熱費などです。

(4) PTAからの学校への寄贈

- ・PTAから学校への寄贈については、平成25年3月に岐阜県教育委員会から発出されている公費・私費負担区分等の「ガイドライン」に準じて、判断します。なお、学校における教育活動に必要な物品、備品等については、原則として公費で賄います。
- ・PTAが学校に寄贈する場合の手続きとしては、まず、PTAから学校に寄付の申し出をしていただくと、学校から岐阜市教育委員会に寄付があった旨の報告があります。その後、教育委員会内で決裁ののち、学校は寄付の受け入れをおこなうことになっています。
- ・PTA会費の適切な使い方を進めるためには、PTA自身の意思をもち、責任をもってその使途を決定すること、学校側とよく相談をして進めていくことが大切です。

《三二情報》

岐阜県教育委員会 公費・私費負担区分等の「ガイドライン」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/50627.pdf>



4 PTA活動のあり方を考えてみましょう

(1) できる人が、できる時に、できることを

- ・近年、仕事を持つ会員が増え、平日の昼間の活動に参加することが難しい現状にあります。また、仕事を休めず活動できないからPTAに入らないという保護者も増えてきました。
- ・「〇〇しなければならない」ではなく、「〇〇活動は、今の時代に合っている活動なのかな?」「会員への負担はどうか?」「この活動は今後も継続していくとよい活動なのかな?」などを見据えて考えていくとよいと思います。

《三二情報》

○主体的な参加でPTA活動をするための方法

- ・完全立候補制…「各学級何名」などのPTAの委員を「ノルマ」を設定せずに、立候補のみで選出する運営方法
- ・活動エントリー制…「各学級何名」というようなPTAの委員を選出せず、委員会を廃止し、これまで委員が担ってきた活動をすべて募集で活動する運営方法。ボランティア制とかサポーター制などとも呼ばれています。

ここ数年、専門委員会を整理したり廃止したりして、活動の部分はボランティアを募って実施するPTAがあります。また、中には、役員を選出しないで、立候補で集まったスタッフのみでPTAを運営しているところも出てきました。「PTAは、保護者と先生が子どもたちのために、話し合い、考え、学ぶ会」だということを、それぞれが認識し「できる人が、できる時に、できることを」という本来の活動を意識していけるといいと思います。

《三二情報》

《PTAの変革 クラス役員制度や資源回収の見直し、PTA伝統行事などの実施方法の見直し》

○資源回収の方法を変更した単位PTA

- ・学校に資源回収ボックスを設置した。(登校時に回収することに)
- ・参観日などに保護者が直接、学校に持ってきてもらうことに変更した。

○学級委員や広報、成人教育委員等の見直しをした単位PTA

- ・クラス毎に行っていた学級委員の選出をやめることにした。
- ・広報紙をホームページに移行し、負担なく、無理なく、簡単な作業に変えた。

○PTA行事の見直し

- ・意義のある伝統行事は、できるだけ維持するために、活動の変更点を会員に説明したり、担当役員を変更したりするなどして理解を得て、負担なく無理なくできるように変えた。
- ・PTA主催のものは、すべてその都度ボランティアを募集するスタイルに変えた。
- ・集まらないものはやらない。やれる規模で実施するようにした。

5 学校への協力と学校の姿勢

(1) 学校の指導方針を理解しましょう

- ・学校に協力するためには、PTAの活動の中に学校の教育目標や教育内容、指導方針などを理解するための学習を組み入れていく必要があります。

(2) 保護者と学校の先生の信頼関係が大切です

- ・学校の先生と保護者が互いにそれぞれの立場を理解し合えるように、話し合える場をできるだけ多くもって、信頼関係を作り上げていくことも大切です。

(3) 学校との業務委任契約

- ・PTA会費の徴収事務、預金通帳、印鑑の保管、PTAに関する文書の配付や回収などの事務を学校にお願いするためには、会員リストなどをPTAが把握して、学校に伝える必要があります。そこで学校と業務委任契約を結ぶことが必要になりますので、委任契約書がかわされているかご確認ください。

業務委任契約書

〇〇市立〇〇小学校PTA 会長 〇〇 〇〇 (以下「甲」という)と、〇〇市立〇〇小学校
校長 〇〇 〇〇 (以下「乙」という)とは、甲の申請に関して次のとおり業務委任契約を締結する。

(委任事項)

第1条 甲は乙に対し、甲の事務のうち下記の業務を委任し、乙はこれを受任する。

(1) PTA会費の集金、経理事務全般

(2) その他、甲、乙協議の上で必要な業務

2. 前項各号に明記されていないもので必要が生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 乙は、第三者に対し委任契約の一部若しくは全部を委任し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。

但し、甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(報酬)

第3条 この業務委任契約に關し、乙は、甲に対して名目の如何を問わぬ報酬も求めない。

(秘密の保持等)

第4条 乙は、委任契約上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、乙は、保存・管理する書類等を他人に開示、複製又は複製してはならない。但し、甲の承諾を得たときはこの限りでない。

(契約期間)

第5条 本契約は、令和〇〇年 月 日立とする。

但し、期間満了の1か月前までに甲または乙から書面等による契約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。なお、甲、乙において、1か月前に相手方に書面にて通知する事により、本契約を解除する事ができるものとする。

(補足)

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委任者(甲)

市立〇〇小学校PTA

会長 〇〇 〇〇

印

受任者(乙)

市立〇〇小学校

校長 〇〇 〇〇

印

《三二情報》

○学校との業務委任契約書のサンプル文書

- ・各単位PTAの実情に合わせて手直ししてご活用ください。



6 P T Aが抱えている問題

(1) P T A活動はつらい、大変だというイメージ

- ・ P T Aの加入は任意ですが、その認識がないまま入学して学校生活が始まるために強制のように考えられ、「絶対入るべき」というイメージがついてしまっている保護者の方がいます。また、子どもたちが学校にいる間の活動が多く、現代のように働いている保護者の方には、つらい、大変だというイメージが強まり、悪いうわさが先行する傾向があるようです。
 - ➡ ぜひ、入学説明会や入学式の折に学校にお願いして、P T Aの説明をする時間を作ってもらい、P T Aの目的や入会、活動内容について丁寧に説明するようにお願いします。

《三二情報》

○強制加入問題

- ・ P T Aは任意団体なので、その入退会は会員の意思で決められるものですが、本人の意思を確認することなく、子どもの入学に合わせて自動的に入会となっているところがあります。入学説明会で任意性の説明は行われていると思いますが、説明の内容が不十分であったり、会員に十分に伝わっていなかったりすることがあるようです。
- ・ P T A活動の意義やおもな内容を知らせて、P T Aの必要性や子どもたちのためにボランティアでの協力など、P T Aへの加入についての理解を得ていただくよう配慮をお願いします。P T A会長が、入学の折などに保護者から入会届を取得するなどの改善策も検討してみてください。
- ・ 改善の際、役員選出の方法や役員ポイント制などこれまでの仕組みや役員等の選出に関する単位P T Aの規約（内規）などの見直し、検討が必要となります。

《三二情報》

○適切な手続きをお願いします

- ・ これからのP T Aは、明確な入会意思の確認とともに、「入会申込書」「個人情報取扱の同意取得」「個人情報の管理」「会費引き落としの同意」、「退会届」などの整備や手続きが必要となります。準備や体制が整ったP T Aさんから、順次、整備をお願いします。
- ・ 参考資料として、「入会届」や「退会届」などの文書を用意しています。このサンプル文書を参考に、各単位P T Aに合ったものを作成してください。

① **サンプル** P T A入会申込書

〈加入届・会費引き落とし委託・個人情報取扱同意書〉



② **サンプル** P T A退会届



※市P連ホームページのダウンロード▶活動の手引き・参考資料▶参考資料 にサンプル文書が用意してあります。

(2) 新しいPTA活動の模索

- ・「子どものため」と言いつつ、昔からの伝統を守っているだけで、今日では意味の薄れてしまっているPTA行事や活動があるのも事実です。ライフスタイルの急激な変化にうまくついていけない部分もあるのかもしれませんが、これからのPTAは、「入退会の自由」を前提に、「加入したい・参加したい」と思えるような魅力あるPTAをめざして工夫をしていきましょう。

(3) 役員・委員決めにに関して

- ・年度初めの委員決めなどで、委員を免除してもらうために学級の中で理由を言わなければならない…などの問題が挙がっています。家庭事情や個人情報などを他人に知らせることになったり、「やらない人は、ずるい人!」「みんなが同じ負担を負わないのは不公平だ!」という話になったりするなど、委員を決めることに関しての問題が多くあります。
- ・現状のPTA運営で最も大きな困り事は、役員（執行部）のなり手がいない、次年度の役員が全然決まらなくて困っている…、毎年役員選出で必ず揉めるなど、PTA活動の内容というよりも役員になりたくないという問題が大変多くあります。
- ・どうしたら退会する会員が出なく、役員・委員がやりやすく、選出の際に揉めない環境にできるのか、単位PTA同士で情報交換しながら、この課題を解消していきましょう。

《ミニ情報》

○ポイント制やノルマをなくしたら誰も役員を引き受ける人はいなくなる？

- ・PTAの専門委員の選出を強制しない方法で決めることができても、PTAの会長や副会長など執行部の役員選出については課題があります。「ポイント制やノルマを無くしたら誰も役員を引き受ける人はいないのではないか?」という不安は残ります。
- ・PTAの目的・活動の目的を伝えて理解を深めながら、活動をコーディネートすることにやりがいを感じる仲間を増やしていくことが大切です。
- ・PTAは、子どものことを思う保護者の集団。どんどん人も入れ替わるため、その時代に合ったやり方に変わっていきます。役員になり、意見を持つことで変えることができることは多はずです。自分ができるものを探して参加してみましょう。

○本部役員のなり手がいない・・・

- ・本部役員もすべて立候補で決められるといいのですが、現状を考えるとあまり現実的でないかもしれません。会長や副会長の役割の明確化や役割分担の工夫、複数代表制などの負担軽減のための改善策を考えてみましょう。
- ・岐阜市PTA連合会の「情報交流会」（「会長向けの会」や「連絡担当者や一般会員向けの会」）などで、交流する機会があります。それぞれの単位PTAの課題を話し合いながら、みんなで解決していきましょう。

(4) 転入学時の対応

- ・転入学時にも、自校PTAの目的や活動内容について丁寧に説明をして、トラブルのないようにお願いします。入会の手続きや会費の納入方法などの説明もきちんとしてください。
- ・学校のPTA担当者（教頭先生等）と、PTA加入についての諸手続きなどについて確認をしておいてください。

(5) もしPTAという組織がなかったら・・・

- ・子どもの教育は学校任せになりがちになります。
- ・保護者同士のつながりや関わり、協力や助け合いの気持ちが薄くなります。

- ・子どもの安全安心な教育環境を作っていくための学校と保護者が協力して取り組んでいく活動が、仕組みづらくなります。
- ・学校の教育や岐阜市や県の教育行政などに対して意見や要望があっても、個人各々で対処していくしかなくなります。

《三二情報》

○情報交換や情報共有をしながら単位PTAの運営をしていきましょう

- ・PTAもこれまでの活動にとらわれることなく、会員の意見やニーズに合った魅力あるPTAにするために、情報交換や情報共有しながら運営をしていきましょう。(市P連会長会の交流会等で単位PTA同士の情報交流ができます。)

7 PTA広報紙の発行に関して

(1) PTAの日頃の活動を会員の皆さんにお知らせすることが「PTA広報紙」の基本です

- ・広報紙は、PTA活動(予告や報告)、研修材料を提供するとともに、学校理解を深める内容を掲載しましょう。
- ・PTA広報は、「学校だより」と同じではありません。PTAの立場を堅持しながら、地域の方々にも読んでいただけることを念頭に作成するとよいと思います。

(2) 持続可能なPTA広報のあり方を考えてみましょう

- ・広報紙の印刷を外注すると多くの費用がかかります。また、編集を任せられた方も多くの負担がかかりますので、今後の広報紙の発行について工夫していかれるといいと思います。
- ・PTAアンケートの結果や意見交流などの内容など、PTA活動をタイムリーに伝えるために、別の媒体(SNSやHP等)の活用も考えてみてください。今までと同じように、業者に印刷を依頼した広報紙を作成しなければならないということもありません。各単位PTA内で今後のPTA広報のあり方をご検討ください。



《三二情報》

○岐阜県内各地の単位PTA広報紙の紹介

- ・7年度の「岐阜県PTA広報紙コンクール」の作品をご覧になれます。(令和8年7月15日まで、右の二次元コードからご覧になれます。)

閲覧用PW: gifu-pta



○岐阜県PTA広報紙コンクール(3月末日までに市P連事務局へ広報紙を提出願います。)

- ・広報紙を作成されたら、ぜひ、県P連の広報紙コンクールに応募してみてください。

【参考資料】

- ・日本PTA全国協議会リーフレット「はじめましてPTA」
- ・岐阜県PTA連合会 子育て情報誌「わが子のあゆみ」
- ・名古屋市立小中学校PTA協議会「PTA運営ガイドライン」
- ・奈良市PTA連合会「PTA運営の手引き」
- ・ベネッセコーポレーション教育サイト
「PTAって何のためにあるの? PTA役員になったらこう考えよう」

単位PTAによる新規PTA会員入会説明に関する参考資料

(令和7年2月5日承認)

- ・本資料は単位PTAによる活動の一つなる新規PTA会員入会に関わる説明時における参考資料として、各単位PTAにて活用することができる資料です。
- ・記載内容においては各単位PTA別の実情に沿ったものではない点にご留意下さい。
- ・PTA会員への加入を検討される保護者等に対する説明時の参考資料としていただくことを目的に、岐阜県PTA連合会教育環境委員会にて作成したものです。

[岐阜県PTA連合会]

PTA会員入会説明資料

岐阜県PTA連合会

1 PTAとは

PTAは、Parent Teacher Associationの略称で、学校に通う児童・生徒の保護者と教職員で構成される団体です。社会教育関係団体として位置づけられ、入退会が自由な任意加入団体です。各学校のPTAは「単位PTA」と呼ばれ、保護者代表と教職員代表によって運営されています。児童・生徒は直接の会員ではありませんが、PTAの活動による支援の対象となります。

2 PTA活動の具体例と意義

PTAの活動は多岐にわたり、子どもたちの健全な成長と安全を支える重要な役割を果たしています。主な活動内容には以下のようなものがありますが、地域の実情に合わせた独自の活動をされている単位PTAもあります。

(1) 会員同士の交流や学びの場の提供

研修会や講演会を実施し、保護者の教育に関する知識や理解を深める機会を設けています。

(2) 児童・生徒の安全確保

登下校の見守りや挨拶当番活動、交通安全教室や防災教室の開催など、子どもたちの安全を守るための取り組みを行っています。

(3) 環境保護・リサイクル活動

資源回収やリユースバザーの開催を通じて、環境意識の向上と地域貢献を行っています。

(より充実したPTA活動のための自主財源を増やす活動です。)

PTA活動は、会員の皆様から会費を徴収させていただき企画・運営しておりますので、活動内容に対する会費の内訳等に関する点につきましては、各単位PTAの総会資料等によりご確認ください。

これらのPTA活動を通じて、会員同士が情報共有しながら、子どもたちのために取り組むことができ、学校や地域との連携を深めることができます。また、PTA本部役員を通じて学校や行政への意見申し入れが可能となり、通学路の安全確保や教育環境の改善など、具体的な成果を上げています。

3 PTAに加入しないことへの影響

PTAに加入されない場合、以下のような影響が考えられます。

- (1) 学校や地域の情報を得る機会が減少し、子どもの学校生活に関する情報が限られる可能性があります。
- (2) 学校運営や地域の子育て環境改善への意見を個人が個別に申し入れても、直接反映させることは難しい場合があります。しかし、PTAに加入いただくことで、多くの保護者の意見を集約し、総意として申し入れることができます。これにより、個々の意見がより効果的に反映される可能性が高まります。
- (3) 他の保護者や教職員との交流機会が減少し、地域社会とのつながりが希薄化する可能性があります。この状況は、子育てに関して相談することを困難にし、保護者が孤独を感じる原因となりかねません。さらに、災害時などの緊急時には、PTAのネットワークを通じた情報共有や支援を受けにくくなる可能性もあります。

4 総論

PTAは、すべての子どもたちのために、学校、家庭、地域をつなぐ架け橋として機能し、保護者の意見を集約して学校や行政に伝える重要な窓口となっています。

また、ハードルが高いと思われ敬遠されがちな「役員」を経験されると、新たな発見による自身の視野の広がり、社会の変化に対応したPTA活動の見直しにより、より多くの保護者が参加しやすく、かつ意義を感じられるものに変えることができます。

PTAは、子どもたちのより良い教育環境を作るために、保護者と教職員が協力し合う重要な場です。様々なPTA活動等を通じて、子どもたちの成長を支援するとともに、保護者自身も成長できる貴重な機会を提供しています。ぜひPTAに加入し、共に子どもたちの未来を支える活動に参加してみませんか。

岐阜県PTA連合会への加盟は、情報提供や他地域のPTA活動事例の共有により、幅広い情報を得ることができます。さらに、PTA活動中の見舞い給付金制度(※)の利用や、各種保険(PTA 24保険、AIG保険等)の紹介など、安全面でのサポートも受けられます。

※「見舞い金給付金制度」とは、PTAが主催・共催する活動中におきた傷害等に対して、お見舞金が給付される制度です。ただし、給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もございますので、詳細は事務局(岐阜県PTA連合会見舞金給付会)までお問い合わせください。

《三二情報》

〇岐阜県PTA連合会(県P連)ホームページ

- ・県P連の主催事業や活動報告、コンクール入賞のPTA広報紙紹介、県P連が団体契約をしている保険関係の情報などがご覧いただけます。

岐阜県PTA連合会 <https://gifu-pta.jp/>



Ⅱ 岐阜市PTA連合会の活動について〔R8年度用〕

1 岐阜市PTA連合会の目的は何ですか

◇岐阜市PTA連合会は、市内のすべての児童・生徒の健全な育成のために、各単位PTA相互の連絡・協調をはかり、その健全な活動の促進を目的とします。

- ・PTA活動の目的・事業に関する調査研究、研修会等の開催を通して、共に学び、成長していく組織です。
- ・単位PTA相互の情報の交換、連絡・調整（双方向の情報の伝達・共有）をしていきます。

2 「市P・市P連」「単P」とは、何の略称ですか

◇岐阜市PTA連合会は、岐阜市内の小中学校、義務教育学校、岐阜特別支援学校小中学部、岐阜大学教育学部附属小中学校のPTAで構成されています。

- ・「単P」とは、「単位PTA」のことです。それぞれの学校PTAの略称です。
- ・「市P、市P連」とは、「岐阜市PTA連合会」の略称です。
- ・「県P、県P連」とは、「岐阜県PTA連合会」の略称です。

3 岐阜市PTA連合会は、どんな活動をしているのですか

(1) PTA活動のさまざまな機会や情報の提供

- ・フォーラムや研修会を開催してPTA同士のつながりを持ち、PTA活動に関する情報を共有します。
- ・子育ての疑問や不安解消に役立つ講演会などの情報提供を行います。
- ・困りごとアンケート等を実施して、市P連で対応すべき問題に対応します。
- ・PTAの声をまとめ、岐阜市の関係機関へ要望します。
- ・必要に応じてPTA活動の調査研究を行い、情報発信します。

(2) 単位のPTA活動を支えます

- ・単位PTAでは解決出来ない問題・課題を共有し解決策を探ります。
- ・単位PTA入会届等の対応の相談にあたります。
- ・単位PTA活動中の事故等に対応します。
(※県P連の見舞金給付会及び賠償責任保険にて対応します。)

(3) 市内の子どもたちのために活動します

- ・子どもたちが安心安全に学校へ通えるように、岐阜市内各学校のPTAが情報共有を行い、岐阜市・自治会・各種団体などと共に活動しています。
- ・市内に住むすべての子どもたちの生活や教育レベルの向上を目指します。

4 岐阜市PTA連合会の運営資金は何ですか

(1) 会費（分担金）

- ・単位PTAから、市P連の運営資金として、各単位PTAの会費の一部を市P連に納入していただいています。

①承認及び納入時期について

- ・5月の第2回会長会（各単位PTA会長と市P連役員等で構成）の承認を受けて、6月上旬までに各単位PTAから納入していただきます。

②会費（分担金）

- ・各単位PTAの会員数分（PTA加入世帯数+加入教員数）の会費（分担金）をお願いしております。

③会費（分担金）の納入金額

- ・第2回会長会で各単位PTAにご提示させていただきます。

④会費（分担金）以外の収入

- ・岐阜市からの補助金、県P連からの助成金、保険業務管理費などがあります。

(2) 会費（分担金）の主な使途

◇大きく次の4つの使途があります。

①事業費

- ・「岐阜市PTAフォーラム」等を開催する際の会場借用代等の諸費
- ・市P及び県P研究大会で実践を発表していただく単位PTAに対しての活動補助

②活動費

- ・単Pのグループで企画し活動する事業に対してのグループ活動費の支給
- ・県P研究大会の参加費や全国大会、東海北陸研究大会に参加者への交通費補助等

③事務運営費

- ・会議を開催する際の会場借用代等
- ・「PTA活動の手引き」などの印刷製本代等
- ・備品や消耗品、郵送料や電話・インターネット契約、HPの管理に関わる費用
- ・事務アルバイト職員の給与費用

④岐阜県PTA連合会の会費（県P分担金）

- ・市P連事務局から、県P連へ納入します。

(3) 岐阜市PTA連合会基金

- ・岐阜市PTA連合会において、主催あるいは共催する記念事業等を実施するために、県P連からの還付金や保険事務費の分配金などを原資にして、平成8年度に設立されました。
- ・この基金の使途については、令和7年度に市P連の活動を活性化させるために、市Pフォーラムの開催のために活用することが会長会で承認されました。
- ・市Pフォーラムの講師講演料などは、この基金会計から支出しています。

5 岐阜市PTA連合会の組織を教えてください

◆市P連は、岐阜市内の単位PTA（小中学校・義務教育学校・岐阜特別支援学校・岐大附属小中学校のPTA）で構成されています

(1) 会長会

- ・会長会は、単位PTA会長等、単位PTAの代表者で構成します。

(2) 役員会

- ・役員会は、役員（会長・副会長・書記・会計）と相談役、監事、（顧問）で構成します。

(3) 事務局

- ・事務局は、岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内にあります。

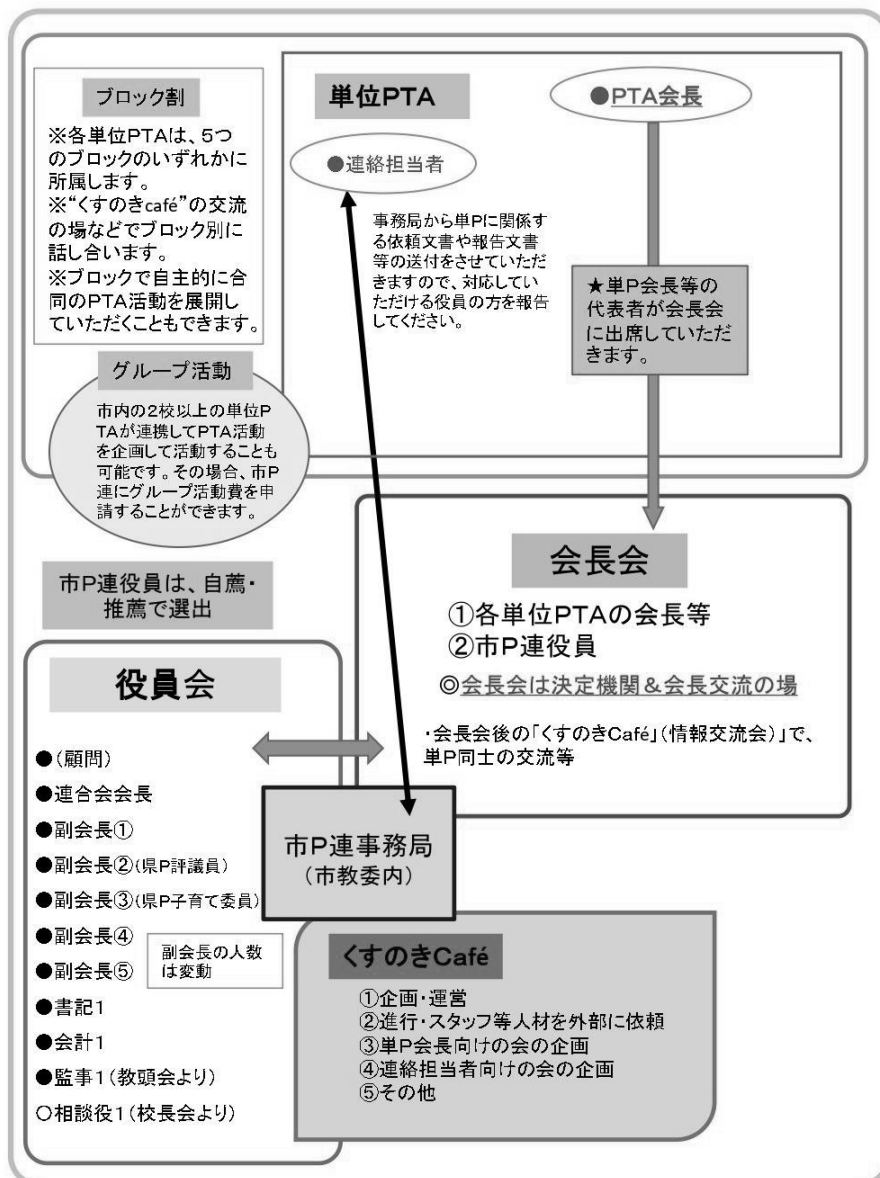
(4) 市P連事務局からの連絡や依頼文書等の処理への対応

- ・令和6年度より、市P連事務局との連絡担当をしていただく方を選出していただいています。単位PTAの役員の中から選出して、その方が市P連からの連絡や文書等の処理にあたっていただきます。この役は、単P会長が兼任していただいてもその他の役員の方から選出していただいてもいいですが、できるだけ会長と別の方が担当してくださるとありがたいです。

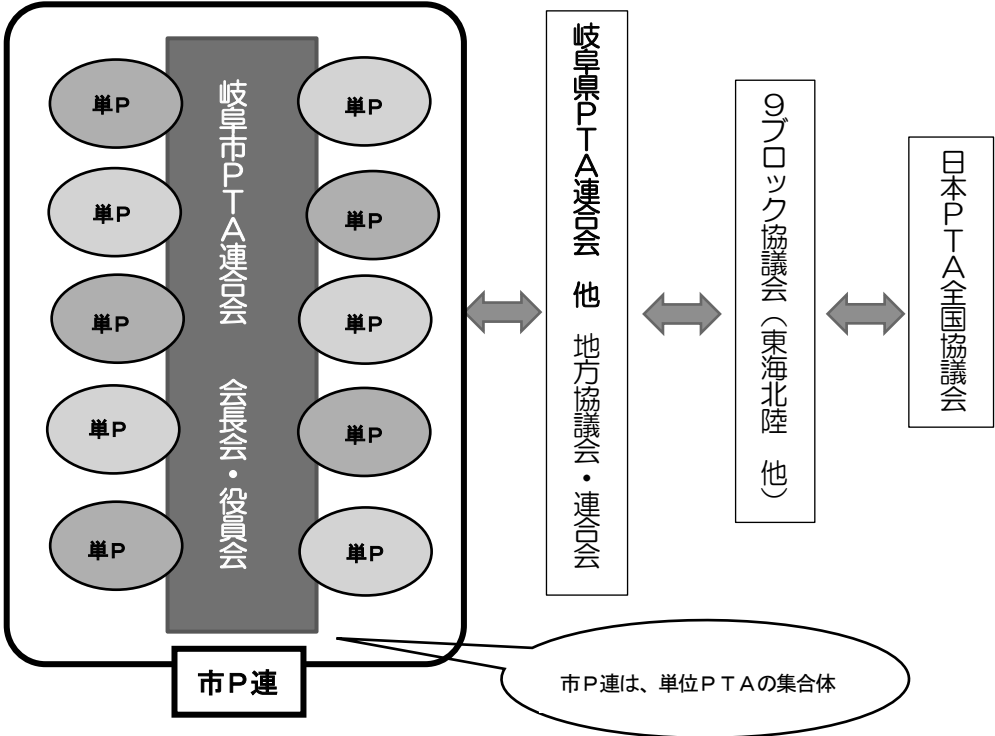
(5) 単P会長や連絡担当者の情報交流の場

- ・単P会長同士の情報交流の場として「会長会」終了時に「情報交流会」を開催したり、連絡担当者向けの交流の場として研修会や集いの場を開催したりして、単Pの悩み相談や子育て情報の提供などをしていきます。

令和8年度 岐阜市PTA連合会の組織



市P連は、県P連や日本PTAと双方向の情報の伝達・共有を行います



6 単位PTAのブロック割はどうなっていますか

(1) 「ブロック割」について

- ・各単位PTAは、地域や中学校区などを踏まえて5つのブロックのいずれかに所属してもらっています。
- ・情報交流会の場などでブロック内のPTAで意見交換をしたり、中学校区の単位PTAや近隣の単位PTAでPTA活動についての情報交流をしたりします。

- 1ブロック 長良中・長良西小・東長良中・長良小・長良東小・青山中・常磐小・鷺山小・岩野田中・岩野田小・岩野田北小・三輪中・三輪南小・三輪北小 (14PTA)
- 2ブロック 島中・島小・木田小・城西小・岐阜清流中・則武小・早田小・岐北中・方県小・黒野小・西郷小・網代小・岐阜西中・七郷小・合渡小・岐阜特別支援学校 (16PTA)
- 3ブロック 岐阜中央中・岐阜小・明郷小・本荘中・(徹明さくら小)・本荘小・梅林中・白山小・梅林小・華陽小・精華中・市橋小・鏡島小・草潤中 (13PTA)
- 4ブロック 加納中・加納小・茜部小・陽南中・加納西小・三里小・境川中・且格小・鶉小・柳津小・厚見学園・岐大附属小中学校 (12PTA)
- 5ブロック 長森中・日野小・長森北小・長森西小・長森東小・長森南中・長森南小・藍川中・岩小・芥見小・藍川北学園・藍東学園 (12PTA)

7 岐阜市PTA連合会の会議について教えてください

- (1) 会長会 (3月①・5月②・7月③・9月④・2月⑤)
- ・最高決議機関で、出席者は、市P連役員と各单位PTA会長または代表者の方です。
 - ・各回の会長会終了後に、「情報交流会」を開催して単P活動の情報の交流等を行います。
- (2) 役員会 (3月①・4月②・6月③・9月④・1月⑤)
- ・会長会へ提案される全ての議案を検討、審議します。
 - ・役員会のメンバーは、役員(会長1・副会長若干名・書記1・会計1)、監事1、相談役1)です。
 - ・相談役は、市小中校長会代表の1名の校長先生に就任を依頼します。
 - ・監事は、小中教頭会代表1名。令和8年度は小学校の教頭会長に就任を依頼します。
 - ・顧問(必要に応じて会長が依頼)、相談役、監事は4月当初に依頼します。

8 PTA及び学校に関する困りごとや関係機関等への要望について

- (1) 要望アンケートの実施
- ・市P連では、令和6年度より従来型の「対市要望」をとりやめました。7年度からは、各单位PTAから運営や活動に関連して困っていること、あるいは学校や教育委員会等に要望したいことを伺い、その事案ごとに対処するという体制にかえて、それぞれの単位PTAの声に対応するようにしています。
- (2) 要望アンケートの提出について
- ・随時、用紙(様式)に記入し、E-mail等で市P連事務局に提出してください。各单位PTAから寄せられた困りごとや要望について、市P連事務局及び役員会で整理をして、関連する法制度なども確認しながら、問題の所在等を明らかにした上で、必要に応じて、市教委や関連機関や関係部署に働きかけを行っていきます。

9 岐阜市及び市の外郭団体の委員会の委員等の募集について

- ◇岐阜市及び市の外郭団体では、施策や事業推進のために様々な委員会・審議会等が設置されています
- ・これらの委員会等では、保護者など幅広い方からの意見を聴き、施策や事業の推進の参考にしています。そのため、岐阜市等から岐阜市PTA連合会に対して、PTA関係者の中から委員を推薦してもらいたい旨の要請があります。
 - ・委員等に就任することで、保護者の代表として意見を述べるのがききますし、新たな人とのつながりも生まれます。会員の皆様のご協力をお願いします。次年度の委員等の募集については、秋頃に各单位PTAの会員の方へ案内をしていきます。

《依頼のある岐阜市及び市の外郭団体の委員会や審議会・協議会等》※依頼のない年もあります。

・岐阜市社会教育委員・岐阜市青少年問題協議会・岐阜市青少年育成市民会議協力委員・岐阜市人権教育啓発推進委員会・少年自然の家運営協議会・放課後チャイルドコミュニティ委員会・市小中学校及び義務教育学校通学区域審議会・教科書用図書採択検討委員会・いじめ問題対策委員会・市学校給食研究委員会・給食献立作成委員会・岐阜市学校保健会・岐阜市学校給食会・子ども未来部指定管理者評価委員会・子育て支援会議・子どもの権利推進委員会・岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会・岐阜市暴力追放推進委員会・人権教育、啓発推進委員会・岐阜市図書館協議会・食育推進会議・岐阜市明るい選挙推進協議会・岐阜市都市計画審議会・岐阜市歴史博物館協議会・ドリームシアター岐阜運営委員会・子ども若者総合支援センター事業推進委員会・岐阜地区小中義高生徒指導連携強化委員会及び岐阜地区家庭教育推進会議 など

10 P T Aの大会はどのようなものがありますか

- (1) 「岐阜市P T Aフォーラム」(これまでの「市P T A大会・実践発表会」の発展形)
- ・岐阜市P T A連合会が主催する情報交流の場です。市P連から参加希望数を出しますが参加人数等については、単Pのご判断でご参加いただけます。
- (2) 「岐阜県P T A定期大会」・「岐阜県P T A研究大会」・「日本P T A東海北陸ブロック研究大会(東海北陸大会)」・「日本P T A全国研究大会(全国大会)」
- ・これらの大会は、会員であればどなたでも参加できます。(事前の申し込みが必要)
 - ・「全国大会」は日本P T A全国協議会が主催の大会です。「東海北陸ブロック研究大会」は、東海北陸6県と名古屋市のP T A連合会が持ち回りで主催している大会です。「岐阜県P T A定期大会」「岐阜県P T A研究大会(県Pフォーラム)」は、岐阜県P T A連合会が主催する大会です。

11 「岐阜市P T A連合会表彰」について教えてください

- (1) 表彰規程・内規について
- ・表彰規定・内規は『P T A活動の手引き』の規約・内規・規程の部を参照してください。役員会で表彰者の内容の点検、審査を行います。
 - ①個人表彰について
 - ・表彰は1人1回のみです。(過去に表彰された方は、対象になりません。)
 - ②表彰された人は、表彰者名簿に記録します。
 - ③12月頃、個人表彰等の該当者の申請について事務局よりお知らせします。
- (2) 団体表彰について
- ・前年度の岐阜県P T A連合会の研究委嘱校は団体表彰の審査対象となります。
 - ・推薦があった単位P T A(功績顕著)も対象となります。
- (3) 岐阜県教育長表彰、日P会長表彰、文部科学大臣表彰について
- ・推薦されたP T Aは、岐阜県P T A連合会の岐阜県教育長表彰校及び日P会長表彰団体候補の審査対象となります。
 - ・毎年11月下旬～12月上旬に東京で文部科学大臣表彰・日P会長表彰・広報紙コンクールの表彰式があります。表彰対象になった団体・個人は県Pより連絡が入ります。

12 個人情報の保護についてはどうなっていますか

- ◇平成30年度から、岐阜市P T A連合会では、「個人情報保護方針」及び「個人情報取扱規則」を施行しております。
- ・各单位P T Aにおいても、これに基づいて個人情報の取扱いをお願いします。名簿等の作成を最小限にするとともに、関係者以外には公開しないでください。

13 市や県のP T A連合会からはどんな情報が発信されていますか

- (1) 子育てや単位P T A活動に関する情報発信
- ・P T Aフォーラムなどで市内や県内の単位P T A活動の情報などを提供してもらい、自

校のPTA活動のあり方の参考にしていただく機会を提供します。

- ・子育ての専門家や教育のプロ等の講師を招き、子育てに関する講演会や研修会を提供して「親学び」の機会を設けます。
- ・各学校の保護者の教育環境等に関する要望や意見を集約し、行政側に教育環境に関する改善等の要望を行い、子どもたちの教育環境をよりよくしていきます。

(2) 県P連では、「わが子のあゆみ」(子育て情報誌)・「県PTA新聞」を発行しています

- ・岐阜県PTA連合会が編集発行しています。
- ・子育てに対する情報を会員に発信し、会員相互の心を結ぶ広報活動の一つです。
 - ・「岐阜県PTA新聞」…県内各地区のPTA活動の新しい情報を提供します。
 - ・「わが子のあゆみ」…子育てのための情報提供及び交流を通して、啓発を進めます。



《三二情報》

岐阜県PTA連合会発行の子育て情報誌 **わが子のあゆみ**

～「学校理解とよりよい自分育ち」のために～

「早く届いて、ゆっくり読める」個人購読をお勧めしています。

1冊340円・年3回発行で1,000円(税込)

岐阜県PTA連合会では、家庭と学校が地域の方々とともに子どもたちの健やかな成長を願って、子育て情報誌「わが子のあゆみ」を7月から翌年3月までに3回(夏号・秋冬号・春号)発行しています。

多くの学校では、PTA会費でご購入いただき、クラスや地域単位で回覧購読がなされていますが、「次の方に気遣いして、ゆっくり読めない」のが実情のようです。そこで、回覧の場合には7人以下で1冊を、回覧をしていないPTAでは、個人購読申し込みをお勧めしています。

「わが子のあゆみ」は、昭和26年に創刊された全国でも唯一PTAの手で発行している「学校理解と自分育ち」の子育て情報誌です。一人でも多くの皆様に読んでいただくために、各郡市のPTA会長会でご協議をお願いしています。「わが子のあゆみ」を読んで、心豊かに子育てをしましょう。

—岐阜県PTA連合会—

1 4 グループ活動助成金の申請について

○単位PTA同士が連携してPTA活動を行うことを支援するため市P連で助成をします。例えば、同じ地域にある中学校PTAと小学校PTAが連携して親子で楽しめるコンサートを開催したり、複数の単位PTAが連携して地元の清掃活動を行ったりするPTA活動を行いたいと考える単位PTAは、市P連に申請してください。(申請書は、市P連HPからダウンロードできます。)

1 5 岐阜市および岐阜県PTA連合会は、単位PTAを守ります

(1) 単位PTAが主催・共催する活動中に、もし事故等が起きたら・・・

- ①「岐阜県PTA見舞金給付会」から見舞金が支払われます
- ・岐阜県内の単位PTAや市P連が主催・共催する活動中に起きた傷害等に対して、お見舞金を給付するために設立された会です。(これは保険ではありません。)
 - ・会員は、岐阜県PTA連合会の会員(岐阜県内の各小中学校の単位PTAに所属する会員)で、給付会の負担金の徴収はありません。
 - ・給付対象は医師等によって治療が必要と認めた通院(入院を含む)が2日以上災害です。その他、後遺障害見舞金や死亡弔慰金などがあります。
 - ・給付の対象者はPTAの会員全員と学校職員、その学校に在籍している会員の子です。

	保護者	小中学生	教職員	指導者・協力者
PTAとの共催活動	○	○	○	○
学校との共催活動	○	×	×	△
他団体との共催活動	○	△	△	△

△…PTAが依頼した場合には給付対象になります。

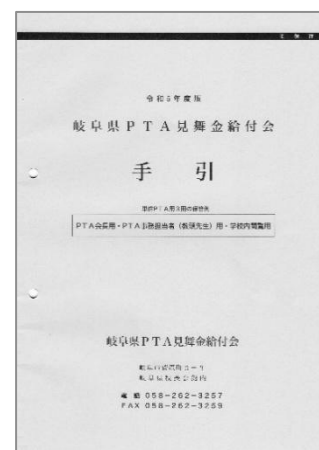
×…日本スポーツセンター給付及び公務災害認定の制度で対応します。

②手続きはどうすればいいのですか？

- ・まず、単位PTA会長さんに相談した上で、学校の教頭先生にお知らせください。
- ・学校の教頭先生から手続きをしてもらいます。
 - ➡教頭先生の方で所定の災害報告書・給付申請書等を作成して、岐阜県PTA見舞金給付会事務局へ送ってもらいます。

③審査会による審査の上、見舞金が給付されます。

※詳しくは、PTA会長さんと学校(PTA事務担当者)に「岐阜県PTA見舞金給付会の手引き」を年度初めにお渡ししますので、この冊子をご覧ください。



(2) P連や単位PTAが賠償責任を負う事故を起こしたり、訴えられたりしたら・・・

- ①民間保険会社の「賠償責任補償保険」に加入しています
- ・岐阜県PTA連合会の見舞金給付会が、「賠償責任保険」に加入しています。
 - ➡例えば、「PTA主催の学校環境整備作業で木の枝を切っていたら、隣接工場の屋根を壊してしまった。」など他人の身体や財物に損害を与え、市P連や単位PTAが法律上の損害賠償責任を負った場合などに支払われます。

➡単位PTAの負担金はありません。

・支払い保険金の種類

損害賠償金…治療関係費、休業補償費、葬祭費、慰謝料、再購入費、修繕費等
 その他費用…損害防止費用、権利保全講師費用、緊急措置費用、訴訟費用 等

・手続き等は、直接、単位PTAから岐阜県PTA連合会へご相談ください。

②団体個人情報漏えい補償制度（日本PTA全国協議会）

- ・PTAが個人情報を紛失した誤廃棄などで訴えられるなどに対応する保険です。
- ・各単位PTAで任意加入していただく保険です。
- ・第三者への損害賠償に関する補償やメディア対応費用、クレーム対応費用、事故対応費用、損害賠償請求費用などの補償があります。
- ・手続きは、各単位PTAから引受保険会社に直接、加入申込みをしてください。



(3) PTA連合会より、岐阜市内の小中学校の児童・生徒向けに案内されている保険

○子どもたちが安心して家庭や学校での生活を送るために、割引適用で手厚い補償が可能な保険が利用できます。前年度末（2月から3月）に各保険代理店から直接、学校を通してご家庭に下記の「保険加入に関するパンフレット」が案内されます。

①PTA24保険

〔団体総合生活補償保険、学生・子ども総合保険〕

- ・ご家庭で任意加入していただく保険です。
- ・岐阜県PTA連合会が団体契約している保険です。
 ※子どもたちが安心して家庭や学校での生活を送るために岐阜県内のPTA会員への割引適用で手厚い補償が可能な保険として導入されたものです。
- ・岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。
- ・学校内や家庭内を問わず、病気、ケガ、損害賠償保険など幅広く補償されます。



②小中学生総合補償制度

〔子ども総合保険＋自転車総合保険〕

- ・ご家庭で任意加入していただく保険です。
- ・R7年度より、新たに岐阜県PTA連合会が団体契約をした任意保険で、全県下のPTA会員の方が加入できます。
- ・岐阜県PTA連合会の団体割引が適用されます。
- ・学校でのケガはもちろん、学校が休みの日や登下校中のケガも補償されます。
- ・育英費用補償、個人賠償責任補償、傷害補償、学校管理下動産補償、トラブル被害対応補償などがセットされています。
- ・PTA連合会に加盟している学校に通うすべての児童・生徒が加入できます。



- ◆PTA活動中のケガなどに対してお見舞金が給付される制度の紹介
- ◆PTA連合会が団体契約している任意保険（割引適用）等の紹介

	県P連の見舞金制度	P会員向け任意加入の保険	P会員向け任意加入の保険	入学時に学校から案内
	岐阜県PTA 見舞金給付会 「見舞金給付制度」	PTA24保険 (学生・こども総合保険)	小中学生 総合保障制度 (こども総合保険)	(参考) 日本スポーツ 振興センター 「災害共済給付制度」
加入	PTA会員が見舞金 給付の対象です	ご家庭で任意加入 していただく保険です	ご家庭で任意加入 していただく保険です	制度の同意確認をした ご家庭が加入します
	単位PTAがPTA連合会に加入していないと、ご利用になれません。			
補償	保護者・小中学生・教職員 指導者・協力者 〔PTA行事中の補償〕	小中学生 (家族タイプもあり) 〔24時間の補償〕	小中学生 〔24時間の補償〕	小中学生と教職員 〔学校管理下の保障〕
特徴	PTAが主催・共催する活 動中に起きた傷害等に対 して、お見舞金を給付す るために設立されている会 です。これは保険ではあり ません。 見舞金は、蓄積済みの責任 準備金から給付されます。 給付会への負担金は徴収さ れません。 PTA行事中に起きたケガ と賠償責任が対象になり ます。PTA会長の申請に対 して給付が行われます。 必要な見舞金を給付する もので、保険ではありません が、給付会が賠償責任保 険に加入していますので、 PTA行事での対人・対物・ 借用物に関わる事案など に保険金が支払われます。	岐阜県PTA連合会が団体 契約している保険です。岐 阜県PTA連合会の団体割 引が適用されます。 日常での病気、ケガや損害 賠償責任を負った場合等が 補償される任意加入の保 険です。日本スポーツ振興セ ンターや岐阜県PTA見舞 金給付会からの給付とは別 途に支払われます。 学校に携帯するタブレット などのICT機器の破損、 眼鏡などの身の回り品の破 損も補償があります。 自転車による賠償責任にも 対応しています。	岐阜県PTA連合会が団体 契約している保険です。岐 阜県PTA連合会の団体割 引が適用されます。 日常での病気、ケガや損害 賠償責任を負った場合等が 補償される任意加入の保 険です。日本スポーツ振興セ ンターや岐阜県PTA見舞 金給付会からの給付とは別 途に支払われます。 学校に携帯するタブレット や眼鏡などの身の回り品の 破損も補償があります。 SNS、ネット、対人トラ ブルの被害の対応補償もあ ります。 自転車による賠償責任にも 対応しています。	入学時に、学校に加入同意 書を提出します。 学校で起こったケガなど に対して医療費等の給付を 行っています。この給付の 経費は、国・岐阜市・保護 者の三者で負担していま す。 学校の管理下とは、授業 中、学校の教育計画に基づ く課外指導中、休憩時間中 及び学校の定めた特定時間 中、通常の経路及び方法に よる通学中などです。 学校管理下中の傷害死や突 然死などの死亡見舞金があ ります。
手続き	事故が発生した場合は、学 校の担任の先生（教頭先 生）又は、PTA会長に報 告して、所定の用紙を整 えて申請書を提出してく ださい。	年度当初に、保険会社より お子さんを通して案内チ ラシが届きますので、任 意で加入申込みをして ください。 事故が発生した場合は、保 険会社・保険取扱代理店 等に直接連絡してくだ さい。	年度当初に、保険会社より お子さんを通して案内チ ラシが届きますので、任 意で加入申込みをして ください。 事故が発生した場合は、保 険会社・保険取扱代理店 等に直接連絡してくだ さい。	「医療等の状況の証明」を 学校に提出します。 センターに書類が届くと、 センターは内容を審査し、 給付金が支払われます。

(参考) 単位PTAへの紹介

	日本PTA全国協議会・専用プラン 《団体個人情報漏えい補償制度》
加入	各単位PTAで任意加入していただく保険です。
特徴	個人情報の紛失や誤廃棄等PTAの過失のみならず、サイバー攻撃やウイルス等による漏えいまで幅広くカバーします。また、漏えいのおそれの場合も対象になります。
補償	・第三者への損害賠償に関する補償 ・メディア対応費用、クレーム対応費用、事故対応費用、損害賠償請求費用
手続き	引受保険会社に直接、加入申込みをしてください。

《三二情報》

◇岐阜県PTA給付会からのお知らせ

どうしよう!

PTA活動中にケガをしたら…

こんなときは、PTA会長さんや教頭先生にお知らせください。
お見舞金がいただけるかも…。

PTA親子奉仕作業中に骨折した。

PTA主催の資源回収活動中、使っていた刃物で指を切った。

学校の運動会后、テントの片付け作業中、支柱が頭に当たり、けがをした。

親子ふれあい活動の縄跳びでアキレス腱を痛め、手術を受けて入院した。

PTA主催バレーボール交流会で、足首を痛めた。

●賠償責任保険にも加入しています。

PTA主催の学校環境整備作業で木の枝を切っていたら、隣接工場の屋根を壊してしまった。

給付対象とならない場合や、給付が制限される場合もありますが、
ぜひPTA会長さんや教頭先生にご相談ください。

岐阜県PTA見舞金給付会

TEL 058 (262) 3257 FAX 058 (262) 3259

《三二情報》

令和7年12月に各学校に配信された「県P連見舞金給付会便り No.67号」です

岐阜県PTA R7.12.1 見舞金給付会便り NO.67

岐阜県PTA見舞金給付会事務局
岐阜市菅原町3丁目3番地 岐阜県校長会館内
Tel: 058-262-3257 FAX: 058-262-3259
E-mail: info@gifu-pta.jp

申告漏れはありますか？

今年度は、(10月31日現在で)10件の報告書が事務局に届きました。コロナ禍の頃(同時期でR3=1件、R4=4件)と比較すると、PTA活動が徐々に増え始めたことにより、「災害報告書」の受付数も増えてきました。

しかし、事務局で最も心配していることは、ケガや事故があったにもかかわらず、『災害報告漏れ』があるのではないかとことです。PTA活動中にケガをされた方があった場合には、ケガをされた方に“見舞金”を給付します。

また、損害賠償責任に関する事故も取り扱っています。PTA活動中に傷害や事故が発生した場合は、速やかに見舞金給付会事務局へお知らせください。

活動終了時には
必ず事故等の有無の確認を

■「賠償責任補償」について

岐阜県PTA連合会が加入している「PTA賠償責任保険」は、PTA管理者が被保険者となっています。PTA活動中に起こった損害賠償事故といえども、PTA会員個人や児童生徒の行為に起因する賠償責任は含まれません。PTA管理者に法律上の賠償責任が生じた場合に支払われます。

～「賠償責任に関する報告書」で多い事例～

今年度6件提出された報告書の中で、4件はPTA環境整備活動中の“草刈り機”による飛び石が、校舎の窓や扉のガラスを破損したり、駐車してあった自動車を傷付けたりの被害です。今年度は今のところこの程度で済んでいます。腕を切る「飛び石で失明する」などの重大事故につながることを考えられます。

これらの事故が起きた場合、PTAの組織として法律上の損害賠償責任があるのか、また危険な行為を承知して行った重過失にあたる、と今後保険会社が判断する可能性があります。

①作業者は保護メガネの着用、②近くに車があるときは移動させる、③建物の近くでは使用しない、どうしても使用する場合は防護ネットを張る、等の対策を徹底する必要があります。

◆保険金の支払い対象外の事案◆

水泳の授業の監視役として参加した。児童がプールサイドで頭を打ち出血した。児童の体が冷えないように着ていたジャンパーを掛けたが、そのジャンパーに血が付着し、使用できなくなった。



▶学校との共催事業だが、事故で怪我人に看病のために服を掛け、その服が汚れてしまったことについてはPTAに責任はなく法律上の賠償責任がある事故ではありません。

■見舞金給付について

～交通事故による傷害の場合は給付できません～

PTA活動に参加するための往復途上の災害について対象としていますが、自家用車等を運転中に起こった事故による傷害については、見舞金の給付はできません。また、資源回収のためトラックや自家用車等の運転中に発生した事故についても、同様に給付できません。

このような場合は、交通事故扱いとして警察に連絡し、加入されている自動車保険等に対応願います。



■災害報告は至急！

「災害報告書」が遅れて届くことがあります。岐阜県PTA見舞金給付規程では、災害発生日から1ヶ月以内に提出となっています。また、「給付申請書」等についても治療完了後1ヶ月以内、または災害発生日から180日経過後1ヶ月以内に提出することになっています。それぞれ期限を守って早めに提出してください。

特に「賠償責任に関する報告書」は至急提出してください。報告が遅くなり対応に困ることがあります。

「賠償責任補償」については保険会社に委託しているものであり、賠償責任に該当するかどうかは、内容によって判断されるものです。

したがって、事故発生時「いつ、どこで、誰によって、どのような事故が発生したのか」という事実関係が明確である必要があります。「駐車していた車に戻ったところ、ドアに傷が付けれられていた。」といった事例では、保険金は支払われません。

「見舞金給付会アンケート」へのご協力
ありがとうございました

結果は、【特別号】で公表させていただきます。

■お知らせ

右の二次元コードから岐阜県PTA連合会のホームページを開き、見舞金給付会の給付規程をはじめ、災害発生時の報告・申請に関わる書類等、詳細をご覧くださいことができます。

※今までの「給付会便り」も見る您可以通过。



Ⅲ 令和8年度 岐阜市PTA連合会 会議・事業計画

(R08.02.27現在の予定です。変更することがあります。)

月	会長会・役員会	市P連事業・その他	(地区P・県P・東陸P・日P)
3	6(金) 第1回役員会(新役員打ち合わせ会) 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 19(木) 第1回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・役員承認、PTA活動にあたって	8年度の市P連主催の事業については、開催の有無も含めて役員会で検討して、会長会で提案していきます。 ・市Pフォーラム ・ランドセル海外寄付プロジェクト2026 ・市Pフェスティバル(仮称) ・休日部活動地域移行に関する交流会 ・単Pアンケートの実施 ・その他の市P連主催事業	11(水) 7年度県P役員理事会⑦
4	3(金) 第2回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・今年度の運営について ・今年度の事業の方向性について	○第1回会長会(3/19)で単P会長へ周知 ※単P会長、連絡担当者LINE登録作業 ※グループ活動助成金の申請 ※PTA及び学校に関する困りごとや市等への要望アンケートについて ※ランドセル海外寄付プロジェクト2026事業案内	8(水) 郡市P担当者会① 13:30 ココロかさなるCCNセンター 13(月) 監事会②(前年度決算) 13:00 県P事務局 21(火) 役員理事会① 13:30 常置委員会打ち合わせ 15:20 ココロかさなるCCNセンター 30(木) 表彰選考委員会 19:30 オンライン
5	8(金) 臨時役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市P連運営方針 ・市P連予算、今年度の事業について 22(金) 第2回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・運営方針、予算、事業の審議		11(月) 評議員会① 10:00 常置委員会① 広報10:00 総務・教育環境・子育て 13:30 ココロかさなるCCNセンター 21(木) 審査会① 13:30 ココロかさなるCCNセンター
6	26(金) 第3回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室	※市P連会費(分担金)の納入	3(水) 役員理事会② オンライン 13:30 11(木) 第48回県P連定期大会 ぎふ清流文化プラザ () 岐阜地区PTA連絡協議会① 県P地区懇談会
7	10(金) 第3回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・市P連事業について	(日)ランドセル海外寄付プロジェクト2026収集日 10:00～14:00 岐阜市明德公民館	10(金) 審査会② 13:00 オンライン 役員理事会③ 14:30 オンライン 31(金) 対応検討委員会 13:30 オンライン
8			21(金)～22(土) 第81回日P全国大会奈良大会 天理市他
9	4(金) 第4回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市Pフォーラム ・市P主催事業 11(金) 第4回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・単Pお困りごとアンケート	※休日の学校部活動地域移行に関する交流会 開催案内 ※市Pフォーラムの開催案内	11(金) 審査会③ 13:00 オンライン 役員理事会④ 14:20 オンライン 25(金) 常置委員会③ 10:00 オンライン 評議員会② 13:30 オンライン

月	会長会・役員会	市P連事業・その他	(地区P・県P・東陸P・日P)
10		() 休日部活動地域移行に関する交流会	8(木) 監事会① (当該年度中間決算) 県P事務局 30(金)・31(土) 日本PTA東海北陸ブロック 研究大会三重大会 会場:四日市市・桑名市・鈴鹿市・亀山市
11		27(金) 岐阜市PTAフォーラム ぎふメディアコスモス	14(土)第71回岐阜県PTAフォーラムin飛騨 飛騨市古川町 ※岐阜市P連が発表 6(金) 審査会④ 13:00 オンライン 役員理事会⑤ 14:30 オンライン 役員選考委員会 16:00 オンライン 14(土)第71回岐阜県PTAフォーラムin飛騨 会場:飛騨市文化センター(飛騨市古川町) ※日P表彰式(東京)
12	18(金) 第5回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・市P連の次年度の組織・事業について	※市Pフェスティバルの開催案内 ※市P連新役員の募集	17(木) 表彰選考委員会・対応検討委員会 13:00 校長会館
1		23(土) 岐阜市PTAフェスティバル(仮称) ぎふメディアコスモス	(県P連からの依頼) 県P基金活動 書き損じはがき等の収集活動 15(金) 役員選考委員会 未定 審査会⑤ 13:00 役員理事会⑥ 14:30 場所未定 * 県P基金活動 書き損じはがき等の収集活動
2	5(金) 第6回役員会 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 ・事業報告、反省、引継ぎ事項 18(木) 第5回会長会 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・事業報告、反省、引継ぎ事項 ・次年度の市P連活動の変更点		4(木) 常置委員会③ 10:00 評議員会③ 13:30 ココロかさなるCCNセンター 10(水) 郡市P担当者会② 13:15 オンライン
3	12(金)9年度第1回役員会(新役員会) 19:00～ 岐阜市役所6-3会議室 26(金)9年度第1回会長会(新会長会) 19:00～ 岐阜市役所6-1大会議室 ・新役員の承認 ・9年度のPTA活動について ・年度当初の事務手続き		11(木) 審査会⑥ 10:00 役員理事会⑦・引継ぎ会13:30～ ココロかさなるCCNセンター ※広報紙コンクール応募校 広報紙提出 ※新単P会長、新連絡担当者LINE登録作業

IV 令和8年度(2026年度) 岐阜市PTA連合会行事予定一覧表(案) ※2026.02.27現在の予定です。変更することがありますので、その都度、ご確認ください。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金元日	月	月
2	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
3	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
4	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
5	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
6	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
7	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
8	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
9	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
10	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
11	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
12	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
13	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
14	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
15	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
16	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
17	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
18	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
19	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
20	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
21	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
22	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
23	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
24	金	日	水	金	月	木	土	火	木	日	水	水
25	土	月	木	土	火	金	日	水	金	月	木	木
26	日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	金	金
27	月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	土	土
28	火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	日	日
29	水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	月	月
30	木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	火	火
31		日		金	月		土		木	日		水

岐阜市PTA連合会

令和7年度のおもな活動の記録



I 令和7年度岐阜市PTA連合会 役員名簿

	役職名	所属PTA	氏名
1	会 長	三輪北小学校	土田 伸也
2	副会長（渉外）	岐阜西中学校	松井 文徳
3	副会長 （県P派遣評議員）	則武小学校	杉山新太郎
4	副会長 （県P派遣子育て委員）	陽南中学校	猿渡真里恵
5	副会長	精華中学校	吉田 大輔
6	副会長	長良西小学校	井之下 亨
7	副会長	白山小学校	安達 紀貴
8	副会長	藍東学園	榎 秀亨
9	副会長	城西小学校	河田 剛延
10	副会長	岐阜西中学校	邨瀬 永慈
11	書 記	芥見小学校	福田 由姫
12	会 計	明郷小学校	幅 邦彰
13	監 事（中学校教頭会）	岐阜清流中学校	安藤 貴康
14	相談役（小中学校長会）	長森南小学校	岸 正法

事務局	<p>〒500-8701 岐阜市司町40-1（市役所18階） 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内 木下 康 ・ 藤井 美智子 TEL/ FAX 058-214-2537 E-mail ptarg01@wing.ocn.ne.jp 市P連HP https://gifucity-pta.net</p>
-----	--

Ⅱ 令和7年度 単位PTA会長・連絡担当者名簿

No	所属PTA	単位P会長	連絡担当者	No	所属PTA	単位P会長	連絡担当者
1-1	長良中学校	杉本 昭一	安藤 舞	5	(徹明さくら小学校)		
2	長良西小学校	中村 英樹	二村 祥太	3-6	本荘小学校	田口 順司	渡邊 庸歌
3	東長良中学校	坂本 晃代	中川 喜義	7	梅林中学校	渡邊 祐輔	渡邊 祐輔
4	長良小学校	木田 卓也	関 愛子	8	白山小学校	横山 廣一	岡本 美樹
5	長良東小学校	小島 歩	横地 恵子	9	梅林小学校	—	—
6	青山中学校	足立 一則	若森 幸恵	10	華陽小学校	—	森 千左子
7	常磐小学校	宮川 拓也	川崎英里香	11	精華中学校	青山 徹男	江守 裕美
8	鷲山小学校	宮川 真史	栗本 友美	12	市橋小学校	平野 浩之	佐藤祐理奈
9	岩野田中学校	佐橋 未来	佐橋 未来	13	鏡島小学校	西山 遼平	山崎 有紀
10	岩野田小学校	脇淵 爾良	近藤 彩乃	14	草潤中学校		
11	岩野田北小学校	渡邊 靖洋	渡邊 靖洋	4-1	加納中学校	石原 美樹	柘植 啓太
12	三輪中学校	鈴木 大介	鈴木 大介	2	加納小学校	大竹 克佳	村松 祐子
13	三輪南小学校	酒向 佑也	酒向 佑也	3	茜部小学校	小川 義博	近藤 朋代
14	三輪北小学校	堀野 貴之	堀野 貴之	4	陽南中学校	猿渡真里恵	青山友美子
2-1	島中学校	今井 盛樹	野澤 洋平	5	加納西小学校	市村有希子	広瀬 裕美
2	島小学校	酒井 綾	加藤 美帆	6	三里小学校	古川 照明	高岡 慶子
3	木田小学校	原 康貴	原 康貴	7	境川中学校	兼松佳緒里	坂口 亜衣
4	城西小学校	横山 武侑	飛里 裕子	8	且格小学校	馬渕 友希	山田 恵
5	岐阜清流中学校	加藤 裕子	北川 樹里	9	鶉小学校	澄川 寿之	赤嶺 千春
6	則武小学校	平光 俊介	平光 俊介	10	柳津小学校	杉山 達也	岡村 直美
7	早田小学校	伊藤 宏幸	伊藤 宏幸	11	厚見学園	渡辺 貴郎	天野 佳子
8	岐北中学校	鈴木 健二	鈴木 健二	12	岐阜大学附属学校	柳場 雄貴	伊藤真由実
9	方県小学校	留田 聡司	大杉 智子	5-1	長森中学校	小笠原 淳	松田 里英
10	黒野小学校	西垣 忍	島部 貴文	2	日野小学校	長藤有美・永田幸子	坂井 悟
11	西郷小学校	—	青木 静香	3	長森北小学校	浅川 正堂	浅川 正堂
12	網代小学校	高井 正行	高井 健司	4	長森西小学校	本多 由樹	菅村 恵里
13	岐阜西中学校	松井 文徳	小島麻衣子	5	長森東小学校	清水 亮祐	鶴巻 香里
14	七郷小学校	山田龍之介	山田龍之介	6	長森南中学校	熊田 由弘	野村 善子
15	合渡小学校	左合 智子	左合 智子	7	長森南小学校	矢部 善隆	大城 拓哉
16	岐阜特別支援学校	大谷美貴子	大谷美貴子	8	藍川中学校	矢島 幸信	佐治 有希
3-1	岐阜中央中学校	所 寿弥	所 寿弥	9	岩小学校	久保誠・村瀬かおり	村瀬かおり
2	岐阜小学校	平下 善規	鈴木真由美	10	芥見小学校	酒井 敦	中島 由生
3	明郷小学校	幅 邦彰	幅 邦彰	11	藍川北学園	桐山 忍	江南千穂子
4	本荘中学校	内藤 彰俊	荒川 紘子	12	藍東学園	榎 秀亨	榎 秀亨

Ⅲ 令和7年度 岐阜市PTA連合会会長挨拶

1年をふりかえって



岐阜市PTA連合会

会長 土田 伸也

本年度は、前年度までの市P改革を受けて、「できる人ができる時にできる範囲で気持ちよく」をスローガンに活動を行ってきました。

このスローガンの下、従来型の役員及び各種委員の選出に係る制度を廃止し、本年度から役員等の立候補を募ったところ、少なからぬ方々が進んで手を挙げてくださいました。また、各種事業の実施にあたっては、ボランティアスタッフとして複数の方が協力してくださいました。従来とは異なり、任意性が担保される形で岐阜市PTA連合会の活動をできたことは、大きな成果であったと思います。また、2年前に始めたランドセル事業を今年度も継続して実施できたことや、子どもたちも参加する新しい形でPTAフォーラムを開催できたことも、大きな成果でした。

他方で、新しい制度を実際に動かしてみると、検討すべき新たな課題も見えてきました。たとえば、本年度からブロック制を廃止し、新たに地域を超えて共通のテーマでつながることのできるグループ制を導入しましたが、実際の利用件数はごくわずかでした。

また、本年度から単Pの困りごとを年間を通じて受け付けることができるようにしましたが、実際の単Pからの申し出は数件でした。さらに、役員会ではPTAの任意性確保の問題を取り上げ、新たにPTA適正化条例（案）について検討しましたが、会長会に提案するには至りませんでした。これらの新たな取組みに関連する諸課題については、次年度以降も継続して取り組んでいく必要があるように思います。

現在、PTAは全国的にみても大きな変革期にあるといえますが、そのような時期だからこそ、PTAの普遍的価値とは何なのか、改めて考える必要があると思っています。また、PTAの活動では子どもを大切する視点が全面に出されますが、併せて子どもの周りにはいる大人のことも大切にする組織や活動であってほしいと思います。

これらの思いを抱えながら走り続けた1年でしたが、多くの方に支えられた1年でもありました。皆様の温かいご支援とご協力に心から感謝申し上げます。誠に有難うございました。これからも岐阜市内のすべてのPTAと岐阜市PTA連合会の活動を見守り続けたいと思います。

IV 令和7年度 岐阜市PTA連合会指針

【スローガン】

できる人ができる時にできる範囲で気持ちよく

PTAは子どもたちの健やかな成長を願って設立された任意の団体です。そのため、PTA活動は「できる人ができる時にできる範囲で気持ちよく」行うものでなければいけません。一部のPTAでみられる役員の押し付け合いや、当事者の自由な意思を無視した事実上の強制参加はPTAの本来の姿ではありません。PTAに関わる一人ひとりが無理のない範囲で気持ちよくPTA活動に関わることができるようにしなければいけません。歯を食いしばって泣きながらPTAをやっている大人の姿は、子どもたちを笑顔にするどころか、悲しませることとなります。身の丈に合ったPTA活動で十分です。誰一人漏れることなく大人も子どももみんながハッピーになれるように、知恵を出しあって気持ちよくPTA活動を行うようにしましょう。

【令和7年度 岐阜市PTA連合会の目標】

上述のとおり、PTAは任意の団体ですから、PTA活動は「できる人ができる時にできる範囲で気持ちよく」行うものでなければいけません。しかし、このPTAの原点ともいえる基本的な姿勢が堅持されているとは言い難い現実が存在します。そのため、PTAの適正化を求める声が近年、全国規模で強まってきました。

岐阜市PTA連合会においても、令和4年度に岐阜市PTA連合会自体の組織運営につき抜本の見直しを求める声が強まり、これを受けて、令和5年度及び令和6年度において大きな制度改革が行われました。しかし、制度を変更しただけでは「仏作って魂入れず」という事態になりかねません。そこで、令和7年度は改革の趣旨に即して適切に新たな制度を運用し、必要に応じて新制度の微調整を行い、これをもって岐阜市PTA連合会の組織運営の適正化を引き続き図っていきたいと思います。

【岐阜市PTA連合会の役割】

新たな制度の下で岐阜市PTA連合会としての活動を行うにあたり、過去2年間の制度改革の根底に据えられていたとも考えられる「単位PTAと岐阜市PTA連合会の役割」について認識を共有しておきたいと思います。それは、現場で直接子どもたちと向き合う単位PTAこそがPTA活動を行う基礎的団体（一次団体）であり、岐

岐阜市PTA連合会は、その単位PTAに寄り添い、支えることを任務とする団体（二次団体）であるということです。

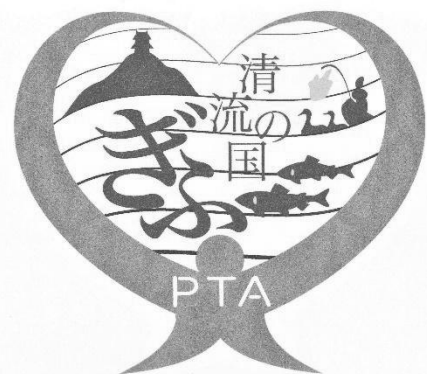
このことから、岐阜市PTA連合会が果たす役割は、以下の4つに限定されるものと考えます。

- ①岐阜市PTA連合会は、単位PTAの自主的自発的活動を支援する役割を果たします。
- ②岐阜市PTA連合会は、単位PTAが単独では解決できない問題に直面した場合に単位PTAを助ける役割を果たします。
- ③岐阜市PTA連合会は単位PTAだけでは十分な成果を得られない事業を実施し、単位PTAの活動を補完する役割を果たします。
- ④岐阜市PTA連合会は単位PTA同士又は関係団体との連絡調整を行う役割を果たします。

【7年度の岐阜市PTA連合会のおもな取組み】

岐阜市PTA連合会は、これらの役割を果たすため、令和7年度に以下の取組みを実施します。

- ①単位PTAを支援する取組みとして、グループ制の運用を開始します。
- ②単位PTAを助ける取組みとして、困りごとアンケートを実施するほか、未だ解決されているとはいえない入退会問題を取り上げ、保護者及び教職員の任意性確保や、PTAの適正化に向けた規律の創設について検討します。
- ③単位PTAの活動を補完する取組みとして、令和6年度に引き続き、ランドセル事業を実施します。
- ④連絡調整に関する取組みとして、会長会や交流会を主催するとともに、関係団体（岐阜県PTA連合会、教育委員会等）との協働を図ります。



月	会長会、役員会	市P連事業	地区・県・東陸・全国
3	6(木)第1回役員会 6-3会議室 (新役員顔合わせ) 19(水)第1回会長会 6-1大会議室	19(水)PTAおよび学校に関する困りごと・市等への要望の受付開始	
4		4月上旬～ ランドセル海外寄付プロジェクト2025 開催案内	8(火) 郡市P担当者会① 22(火) 県P常置委員会① 県P会長会①
5	9(金) 第2回役員会 6-3会議室 23(金)第2回会長会 6-1大会議室	23(金)7年度グループ活動助成金 申請開始	14(水) 県P役員理事会①
6	26(木)臨時役員会 6-3会議室	6月中旬～ 単PにおけるPTA加入等に関する調査の実施	12(木) 第46回県P定期大会 18(水) 県P役員理事会② オンライン会議 27(金) 岐阜地区PTA連絡協議会①
7	4(金)第3回役員会 6-3会議室 11(金)第3回会長会 6-1大会議室	27(日) ランドセル海外寄付プロジェクト2025(収集日) 収集場所: 明德公民館 30(水)市Pフォーラム実行委員会(オンライン会議)	11(金) 県P役員理事会③ オンライン会議
8		7～8月 市Pフォーラム実行委員会(適宜) LINE、メール、オンライン等	22(金)・23(土) 日P全国研究大会 石川大会
9	5(金)第4回役員会 6-3会議室 12(金)第4回会長会 6-1大会議室	12(金) ・PTA加入等に関するアンケート 集計結果報告 ・市Pフォーラム 開催案内 ・部活動交流会 開催案内 ・次年度岐阜市委員募集案内	11(木) 県P役員理事会④ 14(日)～11/30(日)Web開催 第70回岐阜県PTA研究大会by西濃 26(木) 県P常置委員会③・県P会長会②
10			
11		14(金)学校部活動の地域移行に関する情報交流会 会場:メディアコスモス 19:00～ 22(土)岐阜市PTAフォーラム 会場:メディアコスモス 11:00～	6(木) 県P役員理事会⑤ 25(火) 県教委との要望懇談会
12	12(金) 第5回役員会 ⇨休会	5(金)・県PTA基金 各単Pへ協力依頼 ・県P連広報紙コンクール 応募案内 ・県要望アンケート 単Pへ協力依頼 ・市P連・県P連表彰者 報告依頼	2(火) 日P表彰式(東京) *8年度に向けての対県要望アンケート依頼 *県PTA基金活動(12月～1月) 書き損じはがき等の収集活動
1	30(金) 第6回役員会 6-3会議室		16(金) 県P役員理事会⑥
2 ・ 3	20(金) 第5回会長会 6-1大会議室 3/6(金) 8年度第1回役員会 6-3会議室 3/19(木) 8年度第1回会長会 6-1大会議室	4(水)単位PTAで実施の事業についてのアンケートの実施 19(木)単P事業についてのアンケートの報告	4(水) 県P常置委員会④ 県P会長会③ 12(木) 郡市P担当者会② オンライン会議 19(木) 岐阜地区PTA連絡協議会②⇨休会 3/11(水) 県P役員理事会⑦

【事業報告（2）】

◆ 役員会

1. 第1回役員会（新役員打ち合わせ会）

- (1) 日 時 令和7年3月6日（木） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①7年度の役職について
②市P連指針について
③令和7年度市P連事業計画について
④今後の市P連活動について

2. 第2回役員会

- (1) 日 時 令和7年5月9日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①令和6年度収支報告・監査報告
②令和7年度予算案
③市P連基金の扱いについて
④7年度市P連事業について

3. 臨時役員会

- (1) 日 時 令和7年6月26日（木） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①岐阜市PTAフォーラム事業について
②今後の市P連基金の扱いについて

4. 第3回役員会

- (1) 日 時 令和7年7月4日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①岐阜市PTAフォーラム事業について
②各ブロックから返金されたブロック活動費に扱いについて

5. 第4回役員会

- (1) 日 時 令和7年9月5日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①ブロック活動費および市P基金の扱い
②岐阜市PTAフォーラムについて
③休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会について
④来年度の市P連組織について
⑤PTA加入等に関するアンケート集計結果

6. 第5回役員会

- (1) 日 時 令和7年12月12日（金） 19:00～
➡ 休 会

7. 第6回役員会

- (1) 日 時 令和8年1月30日（金） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①今年度の活動反省および次年度への引き継ぎ事項
②単Pで実施の事業についてのアンケートの実施
③市P連会計の中間報告

◆ 会長会

1. 第1回会長会

- (1) 日 時 令和7年3月19日（水） 19:00～ 岐阜市役所
(2) 内 容 ①令和7年度新役員承認、単P会長・連絡担当者確認
②7年度の市P連運営指針について
③ガイダンス PTA活動の手引き
④7年度の主な会議・大会・事業の開催計画について
・市PTAフォーラム、困りごとアンケート、ランドセル海外寄付プロジェクト等

(終了後) くすのきC a f e (交流会)

2. 第2回会長会

- (1) 日 時 令和7年5月23日(金) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①6年度市P連会計決算報告、会計監査報告
②7年度市P連予算案、市P連会費の納入について
③グループ活動助成金について
(終了後) くすのきC a f e (交流会: 新年度が始まって大変だったこと)

3. 第3回会長会

- (1) 日 時 令和7年7月11日(金) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①岐阜市PTAフォーラムについて
②ブロック活動費、市PTA基金の今後の扱いについて
(終了後) くすのきC a f e
(交流会: PTAの加入問題と組織のスリム化について・役員を選出について)

4. 第4回会長会

- (1) 日 時 令和7年9月12日(金) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①ブロック活動費および市PTA基金の今後の扱いについて
②岐阜市PTAフォーラムの開催について
③休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会について
④岐阜市および市の外郭団体の委員等募集の案内について
(終了後) くすのきC a f e (ミニ講演: 相談役 岸正法校長)

5. 第5回会長会

- (1) 日 時 令和8年2月20日(金) 19:00～ 岐阜市役所
- (2) 内 容 ①「岐阜市教育長講話」 今年度の岐阜市の学校教育の成果と今後の取組等について
②今年度の主な市P連の事業報告と来年度の方向(変更点や改善点・申し送り事項)
③令和7年度の市P連本会計および基金会計の中間報告
(終了後) くすのきC a f e (交流会: 今年度の単位PTA会長の仕事を終えて)

◆ 市Pフォーラム実行委員会

- (1) 実行委員会の立ち上げ(令和7年7月)
- ①実行委員長…幅邦彰副会長
 - ②実行委員…土田伸也会長 榎秀亨副会長 事務局(木下・藤井)
- (2) 事前のおもな準備
- ・オンライン会議および実行委員LINEでの打ち合わせ、連絡調整、予算案
 - ・開催要項の立案、開催チラシ作成および印刷発注、各校P会員への周知(1次案内、2次案内)
 - ・当日の開催内容の立案、
 - ・当日の進行計画、タイムスケジュール立案
 - ・オープニングイベント出演者の交渉
 - ・基調講演の講師選定および講師側との依頼折衝、
 - ・パネルディスカッション登壇者の交渉
 - ・イベントコーナー 出展の交渉
 - ・キッチンカー出店の交渉
 - ・メディアコスモス側との打ち合わせ(会場予約、企画書の提出、会場事前打合せ)
 - ・当日スタッフの依頼、各会場の案内表示およびホールステージ横断幕等の印刷
- (3) 当日の運営
- ①役割分担…役員会メンバーと事前募集したボランティアスタッフ
 - ②仕事内容…受付、司会、講師・パネリスト対応、各会場設営、表彰盆、オープニング出演者対応

VI 令和7年度 岐阜市PTA連合会事業の記録

1 **単位PTAの困りごとおよび要望等に関する事業**

(1) 単位PTAからの困りごとや市教委等への要望に対する対応

6年度から、単位PTAの要望や困りごとに市P連として対応していくという形に変更し、年度の初めに、PTAの組織運営や活動に関連して困っていること、あるいは学校や市教委等に要望したいことについてのアンケートをとり、各単位PTAの困りごとや要望に対応してきました。

(2) 今年度の具体的な取り組み

①単位PTAから困りごとや要望事項の市P連への回答提出

- ・第1回会長会（R7年3月）の場で、各単位PTA会長へ周知しました。
- ・各単位PTAからの回答は随時受付（基本的に年間を通して受付するが、内容確認のため、年4回の提出締め切り日を設けました。）

②市の関係機関への要望に対する対応

- ・該当する担当課に問い合わせを行い、その回答および対応策等を伝えました。

③単位PTAの困りごとに対する対応

- ・個別の案件については、市P役員が単P会長と連絡を取り、アドバイスをしました。
- ・「くすのきc a f e」を活用した対応

内容によっては、各回の会長会終了後に位置付けた「くすのきC a f e」（単P会長間の交流会）で、テーマを設定して悩み等の共有を図り、困りごとに対応しました。

「単P会長として不安に思っていること」（3月）

「新年度が始まって大変だったこと」（5月）

「PTAの加入問題と組織のスリム化」「役員を選出について」（7月）

「学校側とのやりとりで困ったこと」（9月）

「今年度の単位PTA会長の仕事を終えて」（2月）

2 **「ランドセル海外寄付プロジェクト2025」収集活動**

(1) 今年度の「ランドセル海外寄付プロジェクト2025」事業について

岐阜市PTA連合会では、昨年度に引き続き、お子様の卒業に伴い、使われなくなった「ランドセル」を再利用・活用するために、PTA会員の皆様から寄付をしていただく事業を開催しました。3年目の今年は、ランドセルや鍵盤ハーモニカに加え、ノートや色鉛筆などの学用品の寄付も募りました。

今年度は、3月の第1回会長会で今年度の事業の案内をさせていただき、各単位PTAにおいて、4月初旬から保護者の皆さんへ案内をしていただき、事前申し込みをしていただいた上で、収集日当日にそれぞれ寄付物品を持参していただきました。

(2) 収集日の様子

①収集日 7月27日（日）10時～14時

収集場所 岐阜市明德公民館へ各自で持参

②収集結果 ランドセル約210個、鍵盤ハーモニカ約120個とノートや色鉛筆など多くの学用品を多数収集させていただくことができました。

○寄付していただいたランドセルと鍵盤ハーモニカおよび学用品は、大阪にあるNPO法人の業者（セカンドライフ）に受け取ってもらいました。皆さんから寄付していた

いただいた物品は、船便で輸送されて、フィリピンやバングラディッシュなど海外の子どもたちにプレゼントされ、再び活用されています。



皆さんから寄付していただいたランドセルや鍵盤ハーモニカ、学用品は、フィリピンやミャンマーなど海外の子どもたちに毎年、プレゼントされ、再び活用されています。😊😊





**カオハガン島の小学校の児童に
ランドセル・文房具の寄付**

市P連ホームページ令和7年
9月24日の記事をご覧ください。現地の子どもたちの様子を
動画でご覧いただけます。



岐阜市PTA連合会様より



ランドセルを



寄付して頂きました。



6) ランドセル寄付

文房具も
寄付しました



初めてのランドセルに



沢山の文房具。



**日本からの想いの詰まった
贈り物で**



こんなにも沢山の

笑顔に出会えました。

3 「休日の学校部活動の地域移行に関する情報交流会」

- (1) 開催日 令和7年11月14日(金) 19:00~20:45
開催場所 ぎふメディアコスモス「かんがえるスタジオ」
参加者 単位PTA役員・部活動育成者・部活動指導者等の希望者(約30名)
- (2) 休日の学校部活動の地域移行について
- ・岐阜市では、令和5年度から3年間で学校部活動を地域クラブ活動への移行するよう準備を進めています。地域クラブ活動団体登録制の開始、岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会の開催、部活動・地域クラブに関するアンケート調査の実施、部活動育成会に対して地域移行や地域クラブについての説明などを実施し、7年度末までの地域クラブ運営を目標に準備をしています。
- (3) スムーズな移行の方法、地域クラブと学校との連携、運営の工夫、課題などの交流
- 《当日の内容》
- ①岐阜市立中学校における休日の学校部活動の地域移行に関する説明
 - ・これまでの進捗状況等の説明(ぎふ魅力づくり推進政策課職員)
 - ②グループでの情報交流
 - ・参加者を3つのグループに分かれてもらい情報交流(ぎふ魅力づくり推進政策課職員および学校指導課職員が各グループに1、2名ずつ参加していただきました。)



4 岐阜市PTAフォーラム2025

- (1) 今年度のフォーラム開催の願い

PTAは学校と地域をつなぐ意義のある仕組みです。「PTAフォーラムを機会にみんなで一緒に子育てを考えていきたい・・・」そんな願いから、今年度のフォーラムを開催しました。

今年度は、「これからのPTAが果たす役割」を考えるパネルディスカッションの他に、子どもたちが楽しめる体験コーナーや保護者向けの子育て講演会を開催し、ご家族で気軽に参加していただける会としました。

(2) 開催日 令和7年11月22日(土) 11:00~15:30

開催場所 ぎふメディアコスモス

みんなのホール・かんがえるスタジオ・みんなの広場カオカオ

参加者 市内の小中学校の親子 事前申込 約80名

当日参加の親子 約100名

(3) 当日の内容

①カンファレンスの部

《オープニングイベント》

「みんなのホール」でのオープニングは、最初に「ながら児童合唱団」の皆さんの躍動感あふれるとても美しい合唱、続いて「がらけん(ながらけん玉コミュニティ)」の皆さんによるけん玉パフォーマンスで、会場を盛り上げてくれました。子どもたちの澄んだ歌声、全国大会レベルのけん玉パフォーマンスに、客席から、大きな拍手が送られました。



《表彰式》

今年度は、団体表彰として令和6年度の県PTA研究大会の発表校1校と個人表彰45名の方に、市P連より表彰状を授与いたしました。表彰式では、個人表彰の代表の方2名に壇上に上がっていただき、市P連会長から表彰状を授与させていただきました。



《基調講演(講演会)》

育児漫画家の高野 優様をお招きして子育て講演会を行いました。漫画を描きながらお話をするという独特なスタイルで、ご自身の子育て体験を交えて楽しくお話してくださいました。子どもみんなをすべて大切にしたい気持ち、子どものありのままを受け入れる気持ちなど、高野さんご自身の生き立ちも含めて語ってくださり、私たちの心に強く響く素晴らしい講演でした。



《パネルディスカッション》

テーマ「これからのPTAが果たす役割とは」について、ファシリテーターの市P連役員 幅邦彰さんが地域やPTAで活躍してみえる4名のパネリストの方にお話を伺いました。PTAに関わられたそれぞれの方のご経験からの気づき、今後のPTAの存在意義などについて語っていただきました。

今後のPTAの姿として、親子、学校、地域の円滑なコミュニケーションの中心として積極的につながっていくという意義を改めて感じることができました。



＊ ＊ 今年度お願いしたパネリストの皆さん ＊ ＊

- ①可児市PTA連合会会長 岩井淳さん
- ②本郷まちづくり協議会事務局長 岡田典夫さん
- ③ハートこねくと主催者 川島晴奈さん
- ④岐阜市PTA連合会会長 土田伸也さん

②イベントの部

《イベント・イートコーナー》

「かんがえるスタジオ」では、子どもたちが楽しめるイベントとして、①バードコールづくり ②しろ、シロ、白い粉アート ③バルーンアート ④けん玉にチャレンジ!の4つの遊び体験コーナーを設けました。開始時間の11時から、たくさんのおもちゃたちが会場に訪れ、終了の15時過ぎまで大盛況でした。遊び体験をした子どもたちには、市P連からお菓子のプレゼントもありました。親子でモノづくりをする姿も見られ、とても素敵な時間となりました。

また、「みんなの広場カオカオ」では、ミニSLの出展やキッチンカーの出店をお願いして、皆さんのお越しをお迎えしました。「キッチンカーでいろいろ食べて、ミニSLに何回も乗ったよ…」と、嬉しそうに話してくれた子もいて、みんなの広場カオカオは笑顔のご家族の姿がたくさん見られました。



5 単位PTAアンケートの実施

(1) R7単位PTAにおける「PTA加入」「役員を選出」等に関する調査（6月実施）

今年度（R7）の単位PTAへの加入等に関して、貴校PTAが保護者の皆様に向けて行っている対応について、6月30日（月）までにご回答いただきますようご協力をお願いします。（この調査は、市内の各単位PTAの対応についての現在の実態を把握した上で、市P連として、今後のPTA活動の運営や活動のあり方を考えることを目的に実施させていただきます。）

- 問1 今年度のPTA総会は、どんな形で実施されましたか。
- 問2 保護者の皆様に「PTAは任意団体であり、その加入については一人一人の保護者が選択できる」ことを説明していますか。
- 問3 （説明していると回答した方）
「PTAは任意団体であり、その加入は保護者が選択できること」をどういう場で説明していますか。
- 問4 貴校PTAでは、入会の確認を「PTA加入届」や「PTA加入確認書」など文書で行っていますか。
- 問5 貴校PTAでは、教職員の入会の確認はどのように行っていますか。
- 問6 （加入届等の手続きをしている単Pはご回答ください）
加入届等の手続きを実施したことによって、単Pの運営はどうなりましたか。よかったことや逆に困ったことなどがありましたら、お聞かせください。
- 問7 （加入届や入会確認書などの提出を求めているPTAはご回答ください）
今後、加入届や入会確認書などの文書で入会の意思を確認することを考えていますか。また、実施する上での問題点や心配なことなどをお聞かせください。
- 問8 保護者の皆さんから「PTA加入届」を提出してもらう形のPTA運営についてのお考えがありましたらお聞かせください。
- 問9 本部役員（執行部）の選出の方法について教えてください。
- 問10 各種の委員会のメンバーの選出方法を教えてください。
- 問11 PTAの通帳の管理について教えてください。
- 問12 PTA会計の支払いは、誰がどのようにしていますか。
- 問13 貴校の教頭先生（PTA担当職員）は、PTA役員（会計）等になっていますか。

(2) R7単位PTAで実施の事業についてのアンケート調査（2月実施）

貴校PTAで今年度実施（予定）された事業について、わかる範囲で結構ですので教えてください。今後の市P連や各単P活動の参考にさせていただきます。いただいた情報は、次年度の会長会や会長・連絡担当者グループLINE等で共有させていただきます。ご了承ください。

- 問1 今年度、単Pで実施した事業の名称を教えてください。（例：①制服リサイクル ②トイレピカピカ大作戦 etc.）
- 問2 事業の内容を教えてください。（例：①使われなくなった制服や体操服を提供してもらい、必要としている方につかってもらう ②おやじの会主催で、子どもたちと学校中のトイレの普段、掃除しないような部分をピカピカにする etc.）
- 問3 この事業を実施するにあたって、特記すべきことや注意事項があれば教えてください。（例：①制服リサイクルは保護者が集まる学校行事などと同じ日に開催すると利用してもらいやすい、予算は0円 ②トイレの汚れが落ちやすくなるよう、前日に薬剤を塗布しておくとうい、予算は5千円、自治会と共催 etc.）

令和7年度 PTA加入・役員選出等に関する単位PTAアンケート集計結果（令和7年6月調査）

〔アンケート回答の一部を掲載〕

問1	今年度のPTA総会はどのような形で開催しましたか（回答数60校）		
	① 対面で開催	20	
	② 紙面で開催	27	
	③ オンラインで開催	8	
	④ その他	5	
	・スマート連絡帳で書面議決2・全校放送1・対面とオンライン併用1・未実施(予算書のみ配付)1		
問2	「PTAは任意団体、加入については保護者が選択できる」ことを説明していますか(回答数60校)		
	① 説明している	46	
	② 説明していない	14	
問3	「任意加入」について説明しているところはどんな場面ですか(任意加入について説明説明している47校)		
	① 入学説明会や入学式の場で口頭説明	25	
	② 入学説明会とPTA総会の場で説明	10	
	③ 全保護者に対して文書で説明	9	
	④ PTA総会の場で口頭説明	2	
	⑤ 入学説明会と全保護者に文書で説明	2	
問4	入会の確認方法はどのようにしていますか(回答数 小38校・中20校)		
	① 加入届や入会説明書などで確認	26	小19・中7
	② 加入届等の提出は求めている、申し出がない限り、加入とみなす	22	小15・中7
	③ 加入届等の提出は求めている、加入しない場合は申し出る	12	小4・中6
問5	教職員の入会の確認はどのようにしていますか(回答数59校)		
	① P担当職員(教頭先生)に教職員の加入数を調べてもらう	28	
	② 教職員は全員自動的に加入してもらっている	23	
	③ 教職員に加入届を提出してもらっている	5	
	④ その他(確認していない、不明等)	3	
問9	本部役員(執行部)の選出方法はどのようにしていますか(回答数 小39校・中21校)		
	① 指名委員会で適任と思われる会員を選出し折衝する	13	小9・中4
	② 立候補で引き受け手を募る	12	小10・中2
	③ 現役員の声掛けで役員を引き受けってもらう	13	小7・中6
	④ 立候補と役員の声掛け	12	小6・中6
	⑤ ポイント制度を使って役員の引き受け手を募る	1	小1・中0
	⑥ その他	9	小6・中3
問11	PTA会計の通帳の管理について教えてください(回答数60校)		
	① 通帳、印鑑とも学校で保管している	32	
	② 通帳、印鑑ともPTAで保管している	19	
	③ 通帳はPTAが管理、印鑑は学校に預けている	7	
	④ その他	2	
問12	PTA会計の支払い、誰がどのようにしていますか(回答数58校)		
	① PTAの会計が行っている	26	
	② 教頭先生(事務の先生)が行っている	17	
	③ PTAの会計と教頭先生が行っている	15	
問13	教頭先生(PTA担当職員)は、PTA役員(会計)等になっていますか(回答数61校)		
	① PTAの会計の一人になっている	40	
	② PTAの会計になっていない	18	
	③ PTA役員に入ってもらっている	3	

◆ [加入届等の手続きをしている単P] 手続きを実施したことによって、単Pの運営はどうなりましたか

《PTA運営がよくなったという単P》

- ・非加入者には協力金としていただいているので、困ったことは今のところありません。
- ・集計が手間であるが、サポート隊の協力を得られているため問題はありません。交流できる場にもなっています。
- ・会員が自発的に入会することで、今まで役員などが対応してきたトラブルは激減しました。未入会は少ないですが、入会者の中には、不公平感を持つ方もいます。
- ・加入の意思が明確になっていいのではないかと思います。今のところ困りごとはありません。
- ・PTAメールに数件問い合わせがありましたが、PTA活動の趣旨を説明し、理解していただけました。
- ・PTAに対しての関心がより深まり、さまざまな意見を取り入れることができた。

《PTA運営で困ったことなどができた単P》

- ・PTAに入らないという保護者がちらほら出てきました。
- ・未加入者が増えました。
- ・加入者が減りました。加入者が8～9割の加入率になりました。
- ・集計に時間と人員が必要になりました。
- ・事業をボランティア化しましたが、以前よりは集まらないです。
- ・ボランティア募集で集まりが少ないことがあります。

◆ [加入届等を求めている単P] 今後、加入届や入会確認書などで、入会の意思を確認することを考えていますか。また、実施する上での問題点や心配なことなどはどんなことですか

- ・加入届等の配付の準備を進めてきたが、同じ中学校区内の近隣校の状況を踏まえて配付までには至っていません。これまでの体制を変える場合、中学進学時に違和感の出ないよう校区内の学校と連携して取り組んでいく必要性を感じています。
- ・現在、導入の検討を進めています。
- ・以前からPTA会費を納入しないままPTA会員として活動してくださる保護者が一定数いるため、明確に加入の意思を確認してしまうと、その方の立場が難しくなると考えられるため、現時点では意思確認について検討していません。
- ・今のところ、検討していません。
- ・考えていません。今後の会員数減少に伴い、加入について理解してもらいたいが、一人一人の負担を減らすやり方も考えなければいけない。
- ・書面での入会届などは考えていません。できるだけPTA活動に関わりたくない保護者に敬遠されてしまいます。
- ・考えていません。絶対数が少なく、PTA活動がまわらなくなる可能性があります。
- ・加入については検討中だが、登校班の班分けや登校班名簿作成の際の未加入児童の個人情報の扱いなど、PTA組織内の地域生活委員会がそういった情報を扱えるのかどうか、加入者と未加入者の公平さは担保できるのかなどが問題。
- ・実施しなければならない状況になれば実施する。加入届を記入するようになれば、退会したいと希望する人が出てきそう。
- ・今後も加入届や入会確認書などは書面での確認をする予定はありません。
- ・校長や教頭と要相談。問題点等はありません。
- ・加入届制度にすると、ほぼ全員が入らないことになりそうなのが心配です。総会時に加入は任意ということを伝えて、加入しない場合のみ申し出てもらう形をしばらく続けていく予定です。
- ・検討していますが、導入方法や行程、導入した場合の会員数の減少及びPTAの存続が心配です。
- ・検討中です。会員数が年々減少していくのではないかと心配しています。
- ・来年度の新1年生から加入届の実施の予定です。
- ・考えていますが、退会者が多く出ることが心配です。
- ・意思確認は、考えていません。
- ・来年度は加入届がいますと考えています。
- ・加入届等は必要だと思いますし導入していく考えです。加入する人が少なくなり、また、非加入者も役員はやらなくてよいのに加入者と平等な扱いを受けるので、加入者からの反発が出ると思うことが心配です。
- ・保護者から書面での提出の希望はないので、これまで行っていません。

岐阜市PTA連合会

規約・内規・規程

個人情報保護方針及び取扱規則



岐阜市PTA連合会 規約

昭和23年 5月 1日制定	昭和27年 4月 1日改定	昭和30年 5月16日改定
昭和34年 3月 4日改定	昭和35年 9月12日改定	昭和36年 5月 1日改定
昭和38年 5月24日改定	昭和39年 5月20日改定	昭和40年 5月 7日改定
昭和41年 3月29日改定	昭和42年 3月26日改定	昭和47年 1月22日改定
昭和49年 1月18日改定	昭和50年 4月16日改定	昭和51年 4月14日改定
昭和55年 3月12日改定	昭和56年11月26日改定	昭和59年 1月18日改定
昭和62年 2月19日改定	平成 元年 2月23日改定	平成 3年 4月 1日改定
平成 4年11月 9日改定	平成 6年 5月13日改定	平成 7年11月16日改定
平成 8年 9月10日改定	平成 9年11月27日改定	平成13年 2月21日改定
平成22年 2月15日改定	平成23年 2月15日改定	平成29年 2月13日改定
平成30年 2月19日改定	令和 2年 4月 1日改定	令和 4年 5月 9日改定
令和 5年 9月11日改定	令和 6年 7月10日改定	

(名 称)

第1条 この連合会は、岐阜市PTA連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務局を岐阜市教育委員会事務局社会・青少年教育課内に置く。

(目 的)

第2条 連合会は、市内の児童・生徒の健全な育成のために、小中学校の各単位PTA（以下「単位PTA」という。）相互の連絡・協調をはかり、単位PTAの活動を促進することを目的とする。

(事 業)

第3条 連合会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) PTA活動目的・事業に関する調査研究，研修会等の開催
- (2) 単位PTA相互の情報の交換，連絡・協議
- (3) その他，連合会の目的を達成するために有益な事業

(性 格)

第4条 連合会は、社会教育法第10条に基づく社会教育団体であり、公の支配に属さず、特定の政党・宗教に偏らず、営利を目的とせず、民主的に運営されなければならない。

(会 員)

第5条 連合会の会員は、連合会を構成する単位PTAに所属するPTA会員をもって構成する。

2 連合会を構成する単位PTAに所属していない者であっても、連合会の役員会で承認を受けた者は準会員になることができる。

(単位PTAの入会)

第6条 単位PTAは、連合会の構成団体になることができる。

2 単位PTAは入会届を連合会に提出することによって、連合会の構成団体となる。

3 前項の規定による単位PTAからの入会届は、入会を希望する年度の前年度末までに連合会に提出しなければならない。

4 単位PTAの連合会への入会は特段の事情がない限り、入会届が提出された年度の翌年度の4月1日とする。

5 連合会の構成団体となった単位PTAは、退会届を提出しない限り、連合会の構成団体としての地位を有する。

(単位PTAの退会)

第7条 連合会の構成団体である単位PTAは、連合会から退会することができる。

- 2 連合会からの退会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会から退会する旨の議決をしたうえで、連合会に退会届を提出しなければならない。
- 3 連合会からの退会を希望する場合には、単位PTAの会長は会員に対し、連合会から退会することによって得られる利益と不利益の双方を説明するよう努めなければならない。
- 4 第2項の規定による単位PTAからの退会届は、退会を希望する年度の9月末までに連合会に提出しなければならない。
- 5 単位PTAの退会は特段の事情がない限り、退会届が提出された年度の3月31日とする。

(単位PTAの再入会)

第8条 連合会から退会した単位PTAが再び連合会に入会することは妨げられない。

- 2 連合会への再入会を希望する単位PTAは、単位PTAの総会で連合会に入会する旨の議決をしたうえで、連合会に入会届を提出しなければならない。
- 3 第6条第3項及び第4項の規定は、再入会を希望する単位PTAに準用する。

(役員等)

第9条 連合会に、次のとおり役員等を置く。

- (1) 役員 会長 1名、副会長 若干名、書記 1名、会計 1名
- (2) 相談役 2名
- (3) 監事 1名
- (4) 顧問 必要に応じ若干名

(役員等の選任)

第10条 役員は、会員及び準会員の中から選出しなければならないが、立候補又は役員会の推薦によって候補者になった者の中から会長会が決定する。

- (1) 相談役は、小中校長会の小学校校長代表1名及び中学校校長代表1名をもって充てる。
- (2) 監事は、小中教頭会の代表をもって充てる。
- (3) 顧問は、候補者を指名し、会長会にて決定する。

(役員任期)

第11条 第9条各号に定める役員任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で欠員が生じたときは、当該役員等を補充することができる。この場合、任期は前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第12条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、連合会を代表し、会務を統括し、会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を果たせないときは、会長会において指名された1名が職務を代行する。
- (3) 書記は、事務を掌理し、会議を記録する。
- (4) 会計は、会計を掌理する。
- (5) 相談役及び顧問は、各種会議に出席し、指導・助言する。
- (6) 監事は、会務及び会計を監査する。

(会長会)

第13条 連合会の最高決議機関として会長会を置く。

- 2 会長会は、単位PTAの会長等、単位PTAの代表者で構成する。
- 3 会長会の議決は、その構成員及び連合会の役員で行う。

(役員会及び役員)

第14条 連合会は役員会を置く。

- 2 役員会は役員で構成する。
- 3 役員会は必要に応じて会長が招集し、本会の事業を執行する。

(会議及び議決)

第15条 会長会及び役員会の会議は構成員の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。代理人により議決案を行使する者及び当該議事につき書面をもって、予め意志を表示した者は、これを出席者とみなす。

- 2 会長会及び役員会の議事は、出席者の過半数でこれを決する。

(経費等)

第16条 連合会の経費は、単位PTAの負担金、その他をもって、これに充てる。

- 2 連合会の予算及び決算は、役員会で作成し、会長会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第17条 連合会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約の改正)

第18条 本規約の改正は、会長会の議決によらなければならない。

附 則

第1条 2023年(令和5年)4月1日の時点で連合会の構成団体となっている単位PTAは既に連合会に入会しているものとみなし、改めて入会届を提出する必要はないものとする。

会員の資格に係る第5条第2項及び役員を選出に係る第10条第1項の規定は令和6年10月1日より施行する。この場合、令和7年3月31日までは「会長会」は改正前の「評議員会」又は「特別評議員会」に、「役員会」は改正前の「役員会」又は「役員・理事会」に読み替えるものとする。その他の規定は、令和7年4月1日より施行する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規

平成31年2月12日 評議員会承認

岐阜市PTA連合会役員並びにそれに該当する者が、岐阜市PTA連合会、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の要請により出席する場合、会長は、役員会の承認を得て、交通費及び宿泊費等の全部または一部を助成することができる。

ただし、岐阜県PTA連合会及び(社)日本PTA全国協議会等の補助がある場合は、これを差し引いた額とする。

附 則

- この内規は、平成 7年 4月 1日から実施する。
- この内規は、平成31年 4月 1日から実施する。
- この内規は、令和 7年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 旅費に関する内規(補足)

令和2年2月12日 評議員会承認
令和7年4月 1日 一部改定

○全国PTA関係、東海北陸PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、岐阜市PTA連合会が負担する。
- ・旅費、宿泊費等は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○岐阜県PTA関係の大会参加について

- ・参加費は、単位PTAが負担する。
- ・交通費は、単位PTAが負担する。
- ・宿泊等を伴う場合の宿泊費は、岐阜市PTA連合会が半額、単位PTAが半額を負担する。
ただし、岐阜市PTA連合会役員、顧問については、岐阜市PTA連合会が全額負担する。

○その他

- ・その他、必要に応じて会長は役員会と相談の上処理する。

岐阜市PTA連合会 基金規程

平成22年2月15日 一部改定
令和 7年4月 1日 一部改定

(設 置)

第1条 岐阜市PTA連合会において主催、あるいは共催する記念事業等を実施するため、岐阜市PTA連合会基金(以下「連合会基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第2条 連合会基金の目標額は、¥5,000,000とする。

(管 理)

第3条 連合会基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により、保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 連合会基金の運用から生ずる収益は、連合会基金会計に繰り入れて編入する。

第5条 連合会基金は、設置の目的に充てる場合に限り、岐阜市PTA連合会長は、会長会の承認を経て、その全部又は一部を処分することができる。

(監 査)

第6条 連合会基金会計は、連合会本会計の決算の際に、連合会監事がともに監査する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、岐阜市PTA連合会長が、役員会の承認を経て別に定める。

岐阜市PTA連合会 表彰規程

平成29年2月13日 改定

令和5年9月11日 一部改定

1 目的

この規程は、岐阜市PTAの振興発展に貢献し、その功績顕著なるもの及び児童生徒で他の模範となる著しい善行が認められるものに表彰状及び感謝状を贈り、本市教育に寄与することを目的とする。

2 被表彰者

被表彰者は、個人または団体とする。

3 表彰の範囲

*個人：会員または前会員、元役員、教職員及び児童生徒

*団体：単位PTA

1) 個人の表彰について

(1) 会員及び教職員の表彰

ア. PTAの使命遂行につくし、教育の発展に貢献し、その功績顕著なもの。

イ. その他表彰に値すると認める業績または行為のあったもの。

(2) 児童生徒の表彰

ア. 児童生徒の名誉を高め、他の模範とするに足る行為のあったもの。

イ. 有益な調査・研究、発明または工夫・考察をなしたもの。

(3) 個人で、過去に本会の表彰を受けたものは、再度表彰をしない。

2) 団体の表彰について

(1) 単位PTAが独自のテーマのもとに実践に取り組み、顕著な成果を収め、他の模範とするに足るもの。

(2) 単位PTAが岐阜県PTA連合会からの研究委嘱を受け取り組み、その成果を発表し、他の模範とするに足るもの。

(3) 単位PTAが、その運営、活動等において、功績顕著で、他の模範とするに足るもので、ブロックから推薦されたもの。

(4) 団体表彰に関しては、過去の表彰を受けたか否かを問わない。

4 表彰の方法

表彰は、表彰状を授与する。

5 表彰の時期

表彰は、岐阜市PTAフォーラムで実施する。

6 表彰の手続き

1) 表彰の手続きは、単位PTA（またはブロック）から岐阜市PTA連合会に内申書を提出する。

岐阜市PTA連合会表彰内規に基づき、選考委員会で書類審査のうえ決定する。

2) 表彰の内申基準は、別に定める。（「表彰内規」参照）

3) 内申の様式（区分）については、次の事項を調査のうえ記入する。

(1) 個人表彰（会員、教職員）

ア. 氏名、住所、単位PTA名

イ. PTAに関する経歴

ウ. PTA活動に関する功労及び篤行顕著と認める具体的な事項

エ. その他、参考となる事項

(2) 個人表彰（児童生徒）

ア. 氏名、学校名、学年

イ. 篤行あるいは有益な調査・研究、発明または工夫・考察を顕著と認める具体的な事項

ウ. その他、参考となる事項

(3) 団体表彰

ア. 団体名と所在地

- イ. 代表者名<PTA会長氏名>
- ウ. 設立年月日
- エ. PTA組織と沿革
- オ. 実績顕著と認める具体的な事項
- カ. その他, 参考となる事項

7 内申書の提出期限

岐阜市PTAフォーラム開催日の約一か月前までとする。(期日は別に通知する)

8 選考委員会

本委員会は、本会の会長、副会長及び必要と認める場合は、会長の委嘱するものをもって構成する。

9 選考基準

本会の表彰は、公正にして正義あるものとするために、慎重に期し、会員の意見を十分に反映するものをもってする。

附 則

この規程は、昭和40年10月14日から実施する。

2 この規程は、昭和59年 4月 1日から実施する。

3 この規程は、平成12年 4月 1日から実施する。

4 この規程は、平成29年 4月 1日から実施する。

5 この規定は、令和6年 4月 1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 表彰内規

平成29年2月13日 改定

令和4年5月9日 一部改定

1 内規の意味

この内規は、岐阜市PTA連合会の表彰についての細則と単位PTAから表彰申請をする場合の個人及び団体の内申基準を定める。

2 表彰の基準

- (1) 個人の表彰は、単位PTAから市P連までの個人の点数制(基準点×役職年数)とする。
- (2) 団体の表彰は、年度当初に各ブロックで決定した実践テーマに取り組む単位PTA及び広報紙等においてブロックから推薦があった功績著しい単位PTAとする。
- (3) 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAも対象とする。

3 個人表彰の内申基準

- (1) 個人表彰の基準は、別表1に示す「個人基準点数表」によるものとする。
- (2) 内申の資格を得るには、別表1の点数表のうち、単位PTAの点数のほか、市P連に関わる役職の点数を加算して総計が20点以上のものとする。
- (3) 同一年度内の小中学校PTA、または同一組織内の兼務者については、その上位役職の点数のみとする。
- (4) 市P連とブロックPTAとの兼務者は、市P連の点数のみを適用する。
- (5) 個人の役職点数については、小・中学校PTAのそれぞれの役職点数を合算することができる。
- (6) 個人が役職上出席しなければならない会議等の欠席については、審査会において減点の対象とすることがある。
- (7) 別表1にかかわらず、個人として顕著な功績のあったものは、市P連からの推薦者と市P連会長の推薦するものと合わせて選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。
- (8) 他都市における役職も、点数を加算するものとする。

4 団体表彰の内申基準

- (1) 市P連(ブロック)の実践発表の単位PTA
 - ア. 年度当初、各ブロックで実践発表に選ばれた単位PTAは、独自のテーマで実践に取り組み、市

PTA実践発表会で、その成果を発表するものとする。

(2) 県P連の研究委嘱を受けた単位PTA

ア. 県P連から研究委嘱を受けた単位PTAは、県P連の研究テーマによる研究実践を積むものとする。

イ. 研究委嘱PTAは、次年度に県P連地区研究大会等の機会に、その成果を発表するものとする。

(3) 上記の(1)(2)の単位PTAは、その全てを履行し、実践の成果が顕著な単位PTAについては審査のうえ表彰するものとする。

(4) その他、単位PTAとして、その運営、活動等が顕著にして他の模範となるものについて、市P連からの特別推薦のもと、市P連会長の推薦するものとを合わせて、選考委員会で選考のうえ、表彰状・感謝状を贈ることができる。

5 個人基準点数表 (別表1)

点数	役 職 名		
	市 P 連	ブ ロ ッ ク	単 位 P T A
16	会 長		
14	副会長、委員長		
12	書 記、会 計		会 長
10	理 事、監 事	ブ ロ ッ ク 長	
8	顧 問		副会長、書記、会計、子育て委員
7			監事、(会計) 監査
6	4部会…総務、事業、教育、子育て		委員長(部長)
5		副ブロック長、会計	顧問、相談役
4			副委員長(副部长)等 <副委員長、副部长、書記、会計>
2			委員

岐阜市PTA連合会 慶弔規程

平成26年5月12日 評議員会承認

令和5年9月11日 一部改定

第1条 岐阜市PTA連合会に属する評議員に慶弔があるときは、次のとおり処理する。

(1) 死亡 弔慰金(香典) ¥10,000と弔電をおくる。ただし、同等金額の物品にすることもできる。

(2) 入院 入院が一週間以上に及ぶ場合は、¥5,000相当の見舞い品をおくり、連合会役員が見舞う。

第2条 岐阜市PTA連合会に属する役員、理事、評議員の配偶者及び子どもが死亡のときは、弔慰金¥5,000と弔電をおくる。

第3条 この規程以外に特別必要と認められる事項ができたときは、役員会の判断で対応し、事後評議員会へ報告する。

ただし、緊急を要する場合は、会長が処理し、事後評議員会へ報告する。

附 則

岐阜市PTA連合会特別委員会は、この規程に準ずる。

本規程は、平成10年4月1日から実施する。

2 本規程は、平成26年2月14日から実施する。

3 本規程は、平成26年5月14日から実施する。

4 本規程は、令和6年4月1日から実施する。

岐阜市PTA連合会 個人情報保護方針

岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）は、個人情報の保護に関する法律及び政令等を遵守し、個人情報の取扱いに関する規則を定めるとともに、必要な体制整備を行い、以下の方針により個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1. 本会は、個人情報保護法及び関連法案に従い、業務上必要な範囲で、かつ適法で公正な方法により個人情報を取得します。
2. 本会は、個人情報を取得する場合には、事前に収集目的を明らかにし、あらかじめ本人（ただし、本人が未成年の場合には法定代理人）の同意を得たうえで適切な手段により取得し、その目的の範囲内で利用します。
3. 本会が取得する個人情報は、事業目的のためだけに利用し、それ以外の目的には利用しません。提供された個人情報については、その利用について同意されたものとみなします。
4. 本会は、取得した個人情報を第三者に提供する場合には、原則として事前に本人より了解のあった場合のみとします。
5. 本会は、個人情報保護管理責任者を選定し、個人情報保護管理責任者の指導のもと、定期的な調査・研修等を通して、漏洩または毀損の防止、その他の安全管理のために、個人データアクセス管理、個人データの持ち出しの制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じます。
また、外部に個人情報の取扱いを委託する場合には、委託先の情報管理体制を確認し、委託後の業務遂行状況を監視する等、適切な管理・監督を行います。
6. 本会が、個人情報を破棄する場合には、復元不可能な方法により破棄し、個人情報の漏洩事故が起こらないよう努めます。
7. 本会が保有する個人情報に関して、開示・訂正・利用停止等の依頼があった場合は、請求者が本人であることを確認したうえで、業務の適正な実施に著しい支障をきたすなどの特別な理由がない限り、個人情報保護管理責任者において精査したうえで、誠実に対応します。

岐阜市PTA連合会

〒500-8701

岐阜市司町40-1 岐阜市教育委員会 社会・青少年教育課内

TEL 058-214-2537

FAX 058-214-2537

岐阜市PTA連合会 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 岐阜市PTA連合会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会事務局とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 本会の管理、その他の文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) 本会の運営上、提供が必要と認められた場合

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要になった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者の提供を受ける際の確認等)

第13条 個人情報を第三者から提供を受けたときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「個人情報取扱規則」は、評議員会において改正する。

附則

本規則は、平成30年 3月23日より施行する。